

第 11 日目（3 月 14 日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 24 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、山田 勝君から葬儀のため欠席、中沢一博君から家事都合のため遅刻、岡村雅夫君から家事都合のため午後 3 時ごろ早退、病院事業管理者から公務のため欠席、大和病院事務部長から公務のため午後 3 時ごろ早退の届出が出ておりますのでこれを許します。

○議 長 本日の日程は、先に配付いたしました議事日程（第 5 号）のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 日程第 1、第 25 号議案 南魚沼市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 おはようございます。第 25 号議案をお手元をお願いいたします。本件はその提案理由が国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことから、「新型インフルエンザ等発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等の対策の実施に係る計画、発生時における措置、緊急措置、その他必要なことを定める必要がある」として、第 180 国会において閣法として付議、可決成立になりました新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定を受けまして定めさせていただきたいものでございます。

同法第 8 条で市町村行動計画を県の行動計画に基づき、対策の総合的な推進に係る事項、情報の提供、蔓延防止に関する措置、生活・経済安定の措置等の体制を定めるとしております。

同じく 34 条では市町村対策本部の設置及び所掌事務を定めておりまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市長村長は行動計画に基づき直ちに市町村対策本部を設置し、対策の総合的な推進をつかさどるものとし、対策本部の組織を法律で定めております。組織は本部長を市長とし、本部員に副市長、教育長、消防長、市職員で市長が任命する者としております。職務といたしましては、区域内における緊急事態措置に係る総合調整や、県対策本部への総合調整の要請としております。今ほど申し上げた者以外は、条例で定めるということに法律で決まっております、今般お手元に条例を差し上げたものを制定させていただきたいものでございます。

第 1 条でございますが、目的であります。条例を定める根拠と対策本部に関し、必要な事項を定めるというものでございます。

第 2 条の組織では、本部長たる市長の所管権限、副本部長及び本部員の所掌事務について規定しております。

第 3 条では本部の会議であります。先ほど申し上げましたように本部は市の職員で構成されておりますが、3 条の第 2 項にあります法第 35 条、これは市町村対策本部の組織でござ

いますが、4項というのは市町村の職員以外の者を本部会議に出席させることができる規定でありまして、その補則として出席者に意見を求めることができる旨の規定でございます。

第4条は部についてであります。本部に部を置くことができるという定めであります。災害対策本部にならない規則で総務部あるいは市民生活部など10部の部を予定してございます。

第5条は委任規定でありまして、必要な事項は規則で定めるとしたものでございます。

附則でございますが、本法の施行が交付の日から起算して1年を越えない範囲において政令で定めると定めております。交付が平成24年5月11日でございますので、5月前には交付になるわけでございますが、同じくこの条例も同法の施行日から施行とさせていただきたいものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 新型インフルエンザこれとちょっと似ているようで似ていない関連ということで聞いてみたいのですが、妊婦のはしかがテレビとかでやられているわけです。そういうことにもやっぱり——妊婦がはしかにかかると子どものほうに障害が出るなどというふうな話もあるわけです。私の年代であってもはしかの予防接種を打ったかどうかなんて覚えていないわけですね。昔は学校とかで一律に打っていたみたいですがけれども、それを病院のほうで個々で打ってくださいというふうな話になっているわけです。ぜひ、なるべくはしかの予防接種は、ちょっとはやり始めているのでやっていくようにという指導をしていくべきではないのかなというふうな思いがあるんです。

あとそれと同じようなことで、子宮頸がんワクチンをうちのほうでしているわけですが、市のほうでもやっていますけれど、杉並区でちょっと女子中学生のことがあったわけです。そういうちゃんと情報とかをいろいろなところで取って、何が原因だったのかとかそういうふうな体制はとっているのかどうか。調べているのかどうかについて、ちょっと関連中の関連で申し訳ないのですがお答えいただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 情報は当然つかんでいますけれど、それを周知等は特に今はやっていないような状況です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 子宮頸がんの情報はつかんでいますけれど、当然私どものところでその原因なんて究明できませんので、それは厚労省等を通じた情報待ちという状況です。特に住民に対する周知等はやっておりません。はしかについても同じです。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 できる限り啓蒙活動とか——子宮頸がんのほうはそれは情報待ちというのはわかりますよ。本当に今どういうふうな情報なのかがわからない。新聞とか出ているとかそういうことですが、妊婦のはしかがはやっているのでも予防接種を受けるとかをやって

いくべきじゃないのかということもちょっと含めて言っているのです。啓蒙活動をしていくべきじゃないのかとか、そういうことをしていくべきじゃないかというふうな思いがありますので、ぜひご回答をいただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 機会を捉えてやっていきたいと思います。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 危機管理の一環として非常に歓迎する条例であるわけですが、計画がつけられる、あとやっぱりこれについては類似な件というのが推測されるわけですね。例えばあってはならない生物化学兵器の攻撃であるとかいろいろ想定されるわけです。これはちょっと考え過ぎとしても、やはり計画ができるのであれば、それについて市民に対する広報活動、それからきちんと対策本部は機能し対応ができるのかという訓練というのが、次に考えられるわけです。そうしたところへの展開というのはもう考えておられますか、お伺いします。

○議 長 副市長。

○副市長 まだ計画をつくっておりませんのでこれからになりますが、当然考えていかなければならないことだと思います。それから、この条例そのものが新型インフルエンザ等になっております。感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律というのがありまして、この中の部分が含まれているということでもありますので、インフルエンザのみならずやっぱり考えていかなければならないということだと思います。以上でございます。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 くどいですがけれども、やっぱり市民への広報、それからなかなか訓練といっても難しいかと思います。医療機関等も絡みますいろいろなことがあるかと思いますが、やはりそれをきちんとやっていくという予定でありますよね。

○議 長 副市長。

○副市長 もちろん、そういうつもりであります。以上です。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 それこそ災害と同じでいつあるかわからないものですから、隔離病棟の以前定められたものの併用であるとか、消防のほうのいろいろな防護服とかああいうほうの準備、その辺の確認を今しておきたいと思いますがいかがでしょうか。

○消防長 新型インフルエンザの機材につきましては、平成21年度から23年度までの間に、隊員の感染防護衣3,800着これは全て備蓄を完了しております。これは隊員が一日30件の救急出動を想定いたしまして、6週間活動できるというふうな数量でございます。

それと消防のほうでは業務継続計画それから対応マニュアル、消防団のほうでも業務継続計画を作成済みでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……（「隔離病棟の件で答弁漏れ

がある」と叫ぶ者あり) 副市長。

○副市長 先ほど申し上げましたように、今この条例をお決めいただいてこれから計画をつくるところでございますので、当然その隔離病棟は病院のほうなりにまたご相談をしていって確保する、あるいは協定をするという格好になろうかと思えます。以上でございます。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 25 号議案 南魚沼市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 2、第 26 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 第 26 号議案についてご説明を申し上げます。本条例は議員以外の常勤、非常勤の特別職の給与等について定めた条例でございますが、一部改正をさせていただきたい国民健康保険運営協議会委員の報酬額につきましては、従来、全委員が一律 9,600 円の日額報酬とさせていただいたところでございますが、開業医の先生方は休診などの対応をしていただくこともありまして、郡市医師会のご意見も踏まえ、先生方と先生方以外に分けまして、先生方の報酬額を 1 回当たり 1 万 3,200 円とさせていただきたいものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。別表第 2、第 4 条関係これは非常勤特別職の報酬について定めた別表でございますが、中ほどより上、国民健康保険運営協議会委員の項を削らせていただきまして、南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会委員の項の下に記載のように、国民健康保険運営協議会委員の項を設け、医師・歯科医師の委員の方は 1 回当たり 1 万 3,200 円、医師・歯科医師以外の委員の方は日額 9,600 円と改正をさせていただくものでございます。

1 ページに戻りまして、附則といたしましてこの条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 特別職の職員給与ですけれど、当然、医師・歯科医師以外にもこういうことがまたないのかどうか、今回を機に全部——今回は国民健康保険運営協議会についてです

けれど、それ以外に医師が出席するようなところもちゃんと精査してやっているのか。今回これだけだったというのか、あとでまた、いや実はこっちのほうもというのがあると困るので、その確認だけをちょっとしておきたいと思うので回答をお願いします。

○議 長 副市長。

○副市長 一応、申し入れが郡市医師会のほうからありまして、ドクターの関与する部分について点検をしてここを直そうとそういうことであります。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 27 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ではお手元に第 27 号議案をお願いいたします。この条例は地方公務員法第 24 条第 6 項の規定によりまして、職員の給与、勤務時間その他勤務条件を定めた条例でございます。職員の給与につきましては、その職務の内容の難易及び責任の軽重によって分類されるものでございますが、現行は職員は行政職給料表（1）の場合でございますが、級別職務分類の中で 6 つの段階に分かれております。1 級が主事、技師、保育士、教諭またはこれらに相当する職の職務、2 級が高度の知識または経験を必要とする主事等の職務、3 級が係長、園長またはこれらに相当する職務、主任の職務、4 級が課長補佐、副参事またはこれらに相当する職の職務、5 級が次長、課長、参事またはこれらに相当する職の職務、6 級が部長の職務または 5 級の項に掲げる職務で市長が認める職務と定められております。

したがって原則職名がないと上の級にはいけません。現状では一定の基準に達しますと副参事発令をされるということで、副参事の係長と副参事の主管と一般の副参事が同じ級に位置づけられ、処遇面で差がない状況にあります。さらに今後数年間に多数の退職者が見込まれますが、一気に係長職の年齢が下がることになりまして、3 級で係長職に就く場合も想定されるため、今般職務に見合った処遇をするために改正をお願いするものであります。

職責上、主事、主任、係長ないし主管、課長、部長となるわけではありますが、現在の昇格基準は 3 級 69 号以上 12 か月経過が 4 級昇格の基準号数であり、通常は 47 歳ごろに副参事に

なることができる仕組みであり、係長でない副参事が相当数いる現状であります。ちなみに副参事職が 126 人中係長が 82 人、副参事が 44 人ということになっております。現状でも係長の部下が一般の副参事という状況が当然ありまして、給与を見ますと一部に上司たる係長のほうが給与が低いということが一部発生をしております。これを係長の拝命をしなければ原則 4 級には昇格しないという仕組みにしたいものであります。もともと職務級であり給与が同じなら、係長等にならないほうが得というようなモチベーションの低下を招くような体系ではなくて、努力によって結果が伴う体系にしたいものでございます。

組合の試算によりますと、生涯賃金でなったときと、ならないときですが、約 500 万円の差が生じる結果ということでありまして、組合の協議の中でも職に見合った処遇のための改正として、万やむを得ないということで協議をさせていただいております。

3 ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。今ほどの内容から現行の欄で中ほど 3 級の項を改正いたしまして、3 級を主任の職務に、4 級の項に副参事の次に係長相当職としまして主管、係長、園長、副園長を加えるものでございます。20 市の中でも 3 分の 2 ほどが係長が 4 級というふうになっております。

1 ページに戻りまして、改正分では記載のようになりますが、附則といたしましてはこの条例は 25 年 4 月 1 日から施行をさせていただきたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 ちょっと確認してきたいのですが、私の記憶が定かであればですけども、この間、市長の答弁の中では、昇進する、役職がつくのに内示を断る人はいないというふうにあったと思います。だけど、私は税務課の隣のところの掲示板に貼られます「スクラム」というのをよく見ているのですがそこを見ていると、係長に内示をしたけれど断る人がいるというふうに書いてあるわけです。それが私はわからないんですけど、市長が言っていたこの席につくとか課長とか、そういう方で断る人がいるというつもりなのか、それとも係長のことも含めて言っていたのか。係長に内示があったときに断る人がいる。スクラムの中には責任があるところに就きたくないからというふうなことも書いてあったんです。全くもって私は理解不能だなというふうな思いがあります。それこそ常日頃、市長、副市長、皆さんはなるべく職員の士気高揚につなげていると思うんですが、どうしてこういうのが生まれるのかなど。例えば子育て期間中でもうちょっと待ってほしいというのかもしれないです。それはわからないですけど、どういう理由があるのかについてお聞かせいただければと思うんですが。

○議 長 市長。

○市 長 私は先般も申し上げましたとおり、ご遠慮なされる方がいたにしても、それをきちんと私が任命をして、任命をしたのちにとてもそうではないからだめだという人はいません。ただ、1 年、2 年やってみて、とても私の能力ではその職は務まりませんので降格をしてくださいとこういう人はたまにはいます。だけれども、私が任命して係長を断った、

あるいは課長を断ったとそういう人はいません。私の任命範囲ではありません。組合がいたかないかそれはわかりませんが、組合の皆さん方は何をそういうふうにしたのかちょっとわかりませんが、ただ、身体的な理由で1年待ってくださいとかそういうのはあります。それはありますけれども、「そこには全くいきたくありませんからそれはお断りします」というのは一切ありません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第27号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第27号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第28号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 それでは第28号議案をお手元にお願いいたします。この条例は地方公務員法とそれから職員の給与条例に基づきまして、職員の特殊勤務手当について定めた条例でございます。給与条例では著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他、著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと思われ、その勤務の特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することありまして、この条例では支給できる場合といたしまして防疫等作業手当、死体処理手当など7種類の規定がありまして、種類ごとに内容、金額が定められているところでございます。

このたび人事院規則の一部改正、新潟県条例の一部改正を受けまして、家畜伝染病予防法に定める口蹄疫、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの蔓延防止のために行う家畜の殺、家畜の死体の焼却若しくは売却または畜舎等の消毒の作業に従事した場合、日額500円を支給する旨、改正をさせていただきたいものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。今ほどの内容から右の対照表、現行の中で、条例第3条の防疫等作業手当の規定の中で、現行の第2号、第3号、第4号を1号ずつ繰り下げまして、第1号の次に第2号として左のように加えさせていただきたいものでございます。

なお、第3条の本文では号の繰り下がり繰り下げがありますので、引用の号がずれま

とから、第2号を第3号に、第3号を第4号に改めさせていただくものでございます。

1ページに戻りまして改正文では記載のようになりますし、附則といたしまして本条例は平成25年4月1日から施行をさせていただきたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 この条例の条文、新たに追加される部分ですが、めったにないことであろうというように思うわけです。ただ、ここに書かれている業務の過酷さといえますか、そういうものを考えると日額500円というのは適切な金額なんだろうか、その根拠を聞きたいわけですし、あと下のほうに3、4、5と従来からある内容もありますけれども、そういったものと比較考慮した場合、適切なのかどうかというのをちょっと今疑問に感じているところです。500円というのを決められた理由等、根拠があればお聞かせください。

○議 長 副市長。

○副市長 国の場合は380円ぐらいでやっているようでございますし、私どもの場合は、今、1号は動いておりませんが、感染症の関係も日額500円ということで従来から定めさせていただいておりますので、そこに準じたということでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第28号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第28号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第29号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第29号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。平成14年6月の道路交通法の改正によりまして、従来、欠格扱いとされておりました精神患者や知的障害者などのうち、基準を満たす方については免許は取得できるというふうなことになりました。我が市においては平成22年度から1名対象者がおりましたが、これにつきましては市長のほうに伺いをとりながら減免対応をしてきたところでございます。このたびその受皿として税条例を改正したいという内容でございます。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第79条第1項第1号のアンダーラ

イン部分に「当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「もしくは精神障害者（以下「身体障害者」という）または当該身体障害者等」とこれに書き換えることによりまして、精神障害者等がみずから運転する軽自動車についても減免の対象にできるというふうな形になるものでございます。

それから対象台数につきましては、「1台に限る」というところから具体的に「1人につき1台に限る」というふうなことで明記させていただきました。

1ページに戻っていただきまして、附則として第1項 施行期日でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行したいものでございます。

第2項の経過措置ということで、改正後の規定につきましては平成25年度以後の年度の軽自動車税について適用し、平成24年度分までについては従来の例によるというふうなことになります。以上で南魚沼市税条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと確認といいますか聞きたいんですけども、この趣旨はわかったのですが、新旧対照表の中で現行から改正案のところ、「1台に限る」というところを「1人につき1台に限る」というふう、「1人につき」を新たに加えましたが、軽自動車税といってもいろいろ幅があって、いろいろな種類があると思うんです。今度こうなると本当にこの1人について、例えばここに該当するのが軽自動車とほかにあったとしても、1人につき1台ということですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 軽自動車についての規定でございますし、今までも1台だったのですけれど、ここに明記させていただいたということで、1人で何台も使うという減免対象にはなりません。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 わかりました。では、現実的には今までと変わらないというところでしょうけれども、じゃあ、その中で軽自動車税関連で幾つも免許というか機械が——軽自動車税といたっていろいろあると思うんです。軽トラとかいろいろあると思うんですが、それについても1台ということですね、今までもこれからも。はい、わかりました。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 そのとおりでございます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ちょっと確認をしたい。私がこういう条例ということに疎いのかもわかりませんが、一般的に障害の「がい」を平仮名で書く場合と、この「害」と漢字で書く場合があるようですけれども、こういう条例ではこれをこうして使わなければならないということなんでしょうか、お聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 条例の場合は上位法の法律の用語を引用している部分が大変多いということで、ほとんどがまだ法律のほうでこの「害」というのが直っておりませんので、こういう形になります。市としては極力、独自に改正できる部分については、平仮名の「がい」を使おうということで、以前取り決めをさせていただいたところでございます。

○議長 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 最後の説明で極力そういうふうに表示したいと言いながら、この条例制定に当たってこの「害」を使うということはちょっと。条例というのは市の条例ですから、市の方針があるのであれば、そうして書き換えてもいいのではないかと私は思ったので聞いているわけでありまして。今の説明でわかったんですよ、私は。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 そういうことで、上位法に使われている用語というのはそのまま引用するというのが基本でございますので、私とすれば上位法が早く直っていただきたいなという思いがありますが、今の段階ではなかなか難しい部分があるということでこういう形になります。いろいろなお知らせ等について工夫ができる部分は、ぜひそういう形でやっていきたいとそういう考え方でございます。

○議長 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 軽自動車等になっているわけですが、私の記憶によると例えばトラクター、耕運機あたりも軽自動車税を払っていたのかなという気がしました。仮にこういう該当者が乗用車の軽を持っていて、また農耕車を持っていた場合、私の解釈がそのとおりであれば、どちらか片一方になるわけですか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 軽自動車税のかかる部分について1台だけ認めるということでございますので、その中でどれを選ぶかというのはまた該当者の考え方ということですので。いずれにしても1台しか対象にならないということでございます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 その考え方は今までも変わっておりません。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第29号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 30 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第 30 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

当市の国民健康保険税につきましては、10 期の納期を定めておりまして、期割の端数処理につきましては、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 6 項の定めによりまして、「千円未満」ということで行っているところでございますが、税負担を均等にするという目的で 10 期にしているにもかかわらず、最初の納期にまとめて端数処理をするということになっておりますので、例えば税額が 1 万 9,000 円の場合、1 期目が 1 万円で残りの 9 期が 1,000 円ずつというふうなことで、1 期目の負担が重くなるケースが生じているというふうなことでございます。

このことを解決するには、端数処理を「百円未満」にすることによって、税額 1 万 9,000 円場合については、各期 1,900 円に均等になるということによって解消ができます。以上のことから、今回条例の改正をお願いしたいものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第 9 条の 2、端数計算の特例ということで、「前条第 1 項及び第 2 項の規定により、国民健康保険税の確定金額を 2 以上の納期に分割する場合において、その納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、またはその分割金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその全額は、全て最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。」これを加えることによって 100 円で処理ができるようになるというふうなことでございます。

なお、こうした特例を設けることにつきましては、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 6 項のただし書で認められているというふうなことでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則としましてこの条例につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行したいものでございます。

以上で、南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正に

については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 31 号議案 南魚沼市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 第 31 号議案 南魚沼市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。本条例は地方自治法の第 221 条に規定をされております、予算の執行に対する長の総合調整権の規定の中で、従来、政令で定める法人として土地開発公社、独立行政法人などや出資が 2 分の 1 以上の法人などの定めがあったところがございますが、政令に委任される長の調査権等の対象となる法人の範囲の部分が、政令が改正されまして拡大になりまして、法定事項の出資金が 2 分の 1 以上のほか、自治体の条例で定める出資金等が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満のもの法人等もその対象とできるということになりましたので、施行令の規定に合わせ、条例の制定をお願いしたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと思っております。第 1 条は「趣旨」の規定であります。自治法施行令でございますが、第 152 条第 1 項第 3 号は、「出資金等が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満のものうち、条例で定めるもの」という規定でありますし、4 項 2 号これは「地方公共団体がそのものために債務を負担している法人で、出資等の額の 4 分の 1 以上 2 分の 1 に相当する額未満の債務を負担しているものうち、条例で定めるもの」という規定でありましてそれを受けております。第 2 条第 1 項は出資の関係を、同条第 2 項は債務の負担をしている関係を定めさせていただきたいものであります。

これによりまして、従来の規定による土地開発公社これは比率が 82%、しゃくなげ湖畔開発公社これが比率が 66.7%で 2 分の 1 以上に該当するものということになっておりますが、このほかに第 2 条第 1 項に該当するものとして、六日町街づくり株式会社、比率が 36%、株式会社アグリコア、比率が 33.8%の 2 社が該当することになります。

なお、毎年 6 月定例会にご報告を申し上げます自治法第 243 条の 3 これは財政状況の公表等でございますが、第 2 項に基づく議会への経営状況を説明する書類の提出につきましても、同じく取り扱うことが義務づけられるものでございます。この条例は公布の日から施行とさせていただきたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 施行令の改正に伴っての改正だそうですねけれども、これは多分総務省のほうで、前々からそうなんですけど特に去年あたり、第三セクターの破綻回避の取り組みみたいなそういう各自治体で独自にチェックをすとか、対応をすとかという取り組みがちよっ

と厳しくなってきたような感じがするんですが、それにも多分関連はしているんだというふうに思うんです。それとこれの条文とは関係ないのかもしれませんが、点検のリストみたいなものの中で、今、公社としゃくなげに追加してアグリコアと街づくり会社この4社ということになったわけです。第三セクターのチェックの中で、今後の破綻回避のために対応しなければならない部分、会社とかそういう多分何かがあると思うんですけれども、そういうチェックの中での状況といいますかはどうだったのかということ。まあ健全だったしこれからちょっと考えていかなければならないという、そういうチェックが多分あると思えますけれども、そこら辺の状況をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 副市長。

○副市長 今の2つの会社は毎年度6月に経営状況で、実績と計画を議会にご提示しているわけであります。ですので、それ以上のチェックというのは、私どもで担当課のほうはやっているかもしれませんが、細かくその破綻がどうだとかそこまでは私のところではチェックはしておりません。ですので、要するに市長部局といいますか首長が出資を差上げたものは、今までは25%から50%の間は、いわゆる調査権がなかったわけです。これをお決めいただければ、またこれも全部資料を議会に提出しますので、その中で会社の動向がどうだというのは明らかになるわけであります。それをもってこの条例の本旨があるというふうに私は考えております。以上です。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 その部分はわかっています。わかっているんですけれども、この条例の趣旨で今回上がっているのはわかっていますが、ちょうど出たこの第三セクターの中で、多分破綻回避のためのチェックリストをやっていますよね、やっていると思います。その状況はこの第三セクターはどうだったかということを知っているのです。

○議 長 財政課長。

○財政課長 新潟県を通じて第三セクターの運営状況についてのチェックリストといえますか、現在の状況をどのように考えているという項目はあります。調査があります。それについても今ほど追加になりました会社を含めて、今のところその辺で破綻とかの心配はないというふうにお答えしております。以上です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 会社の名前が出たのでひとつお聞きします。土地開発公社これについては、ほとんど新たに土地を買い上げてというような形が、今は実質的には行われていないわけでありまして、よその自治体の動きを見ると、収束、解散をというような動きがあると思うのですよね、そういう見通しは。市長はこの前、任期のうちには全部一般財産化してしまいたいと、そうすれば利息がかからないでいいというような話までされたわけですが、考え方をちょっと伺っておきます。

もう1つ、街づくり会社ですね、これについては役員をも引き上げるという、引き上げたい、いやまだ建設期間中だからもう一期というような話までしている中でこういうことです

が、その考え方は変わったのかどうか。その辺はひとつきちんとしておいていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 土地開発公社につきましては、例の基幹病院の関係で駐車場用地を新たに取得しておりますので、新たに出てきたものです。これは県のほうできちんとやっていくわけですし、他のものについてはほぼ全部市有化あるいは利息を上回る貸賃をいただいてやっているとあります。残っているのが下薬師堂と大和インターのところのそのくらいだと思っております。大和のインターのところはもう金利がかかっているという状況では確かなと思います。下薬師堂のところも先般2区画ほど売れたわけですので、ほぼ土地開発公社としての役割は、ないとは言いませんけれども。

ただ、今言いましたように基幹病院の駐車場が発生しておりますし、ことによりますと、国のバイパス事業等の中で国債発行という部分もないばかりではなくて、その際は我々が土地開発公社として取得をして、そして後ほど国から返済をしていただくということも出てきますので、時の状況としては今すぐ解散できる状況ではないというふうに認識をしております。

それから街づくり会社の件であります。今、前の副市長の小原さんの任期が6月、5月いっぱいそこらなんです。その場合は登記の関係もあって、また新たに出すわけですから。そのまま今は小原さんが取締役に入っておりますので、今は市の職員でなくなりましたから、市の職員は入っていないと、今はですね。ただ、もう少し市のほうから何とかしていただけないかという話がありますけれども、私はこれはやはりそうでないというべきだと思っておりますので、その方向を通したいという意向ではありませんが。

ただ、国の機構や県との関係がどう出るかというのがちょっとわかりませんが、私は一応は協定の中に話をあそこへ明記してありますので、その方向をきちんと守っていききたいという思いで今はやっております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 土地開発公社については、これは本来の目的というか役割は、事前に先行取得ということが、大体今までの、要するに物価がどんどん上昇していく段階の話であります。またそういう時代が来るのだというのであればともかく、そうでなかったらその都度、その都度、買い上げたり交渉したりしているわけでありまして、土地開発公社を通さなくても十分できるのではないかというふうに私は考えています。

ですから、これはもう過去の遺物ということで早く一般財源化して、それなりの利用ができるものはきちんと利用するという形を取っていかないと、私はならないのではないかなというふうに思っています。

それから街づくり会社については……

○議 長 岡村議員にお願いいたします。議案の制定についての質疑をお願いします。ちょっとかけ離れているような感じがしますので。

○岡村雅夫君 いや、かけ離れていない。必要ない条例を定める必要はないということになりますから。じゃあ、もう少し申し訳ないですが。

それで街づくり会社については役員は引き上げる、そして関わりを持たないというところまでいっているわけでありますから、こういった第三セクターの要件を満たさなくなっていくような感じが——出資金の問題がありますけれども、そういう感じがします。これから第三セクターについてのこういった条例を設けることは、本来の第三セクターの良さというか、そういう形が失われつつあると私は思っています。

例えば申し訳ありませんが、しゃくなげ公社とかということは、事業を新たにさせて何とかその体制を保つというような形もやっぱり見えていますよね。ですから、それは定款を変えればどんどん何でもやれるんだということであるかもわかりません。けれども、本来の第三セクターの目的をやはりもう少し考えてこういった条例というのが、例えばここで改正されたとしてもチェック機能が働きますからいいですけども、第三セクター自体を取りやめていかなければならないものもあるのではないかとということ、意見を申し上げておきます。

○議 長 市長。

○市 長 土地開発公社については、これは今新たにどんどんと用地の先行取得をしなければならぬという状況ではありません。しかし、さっき触れたように、もう既に県との話の中で、去年、おとしですか、もう買っているわけです。じゃあこれを今解散してどこへ返せといたって、県だっていわゆる予算の中で返してくるということになるわけですからそれはできません。

それからさっきも言いましたように、一時この六日町バイパスの件でも国のほうから国債でとにかく予算措置したいと。用地買収とかそういう部分で。ですから、「開発公社を利用できますか」というので、「できますよ」と言っておきましたが、今の補正で大型の部分がつきましたので、それは確か今は回避できると思いますけれども、そういう部分がまだ残っているわけです。

これからも例えばメディカルタウン構想、これを市が前面に出てやらなければならないということになった場合は、やはり用地の取得ということも視野に入れなければなりません。そこで市で単費で買い上げるということは、適当ではないわけでありますので、開発公社の利用というの也被考えられる。ですので、今すぐに解散するという形にはならない。

ただ、前のような土地開発公社の利用ということはもう厳に慎んでいるわけですので、ごくめどが立たないところはみんな買ってしまえということはもうやっていませんから、それはそれで結構だと思っております。

それから第三セクター、新たにこの調査に加わるアグリコアと今の街づくりですけども、アグリコアも実は私は社長なんです。旧大和からずっとそうになっている。大和から、おわかりですかね。ですので、第三セクターをこれから新たにつくっていろいろやっていこうということは全く考えませんが、やはりきちんとした整理をしながら存続に向けてやっていくということが一番だと思っております。何と申しますか任期と申しますか使命の終わっ

たものについては、それは解散しようと思えば解散できますから、それらを精査しながら解散できる部分については解散していくという方向を模索して参りたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 南魚沼市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 32 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 32 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、余川保育園が閉園となることによる改正と条文中にできます「保育園」あるいは「認定こども園」という用語が市立なのかあるいは私立なのか、あるいは両者なのか不明確な部分があったことを解消するための改正が主なものです。

新旧対照表の 3 ページですがご覧ください。まず第 1 条ですが、これは中の内容が目的というよりは趣旨でしたので、見出しを「趣旨」と改め、文言中から「目的」という言葉を削除いたしました。

2 番目の設置、第 2 条ですがこちらのほうは一応全改となっております。今までですと第 1 項では特に市立保育園という規定を設けず、第 2 項のほうで認定こども園という定義をしております。これを整合性を図るために 1 つの項の中で保育園と認定こども園という定義を行って、市がこれを設置するという表現に改めさせていただきました。

第 3 条ではここに関するのは市立保育園だけです。あるいは市立の認定こども園だけです。それを明示することといたしました。

それから第 4 条、前段のほうで市立保育園の定義をしておりますので、それをそのまま受けまして、指定管理者の規定の部分を替えさせていただきました。

4 ページのほうをご覧ください。4 ページのほう職員ですが、これも私立の保育園等に市の権限は及びませんので、ここも市立保育園、ただし公設民営の指定保育園は除くというふうに改めさせていただいております。先ほどの前段の総務課のほうの改正でもございました

が、副園長そういった文言を新たに入れまして、「主任保育士」という言葉が——主任保育士というのは今でいう副園長のクラスですが、さっきの職務級のほうでいう「主任」という言葉は、もう1個下のほうの言葉になっていますので、ここを削除させていただきました。

それから第7条のほうのちょっと訂正をお願いしたいのですが、括弧の「認定こども園を含む」でアンダーラインが終わっていますが、そのアンダーラインは右側と同じように最後のほうまで引っ張っていただきたいと思います。それからその下の行、真ん中ちょっと後ろのほうに「(7)」というのが入っていますが、これはミスプリントでございます。大変申し訳ないですが訂正のほうをお願いいたします。

第7条、これについては全ての保育園が該当になりますので認定こども園も含まれますが、そういうふうに改めさせていただいております。それから第2項のほうでは満3歳以上のものの規定があいまいな部分がありましたので、「年度途中で満3歳に達する者を除く」という規定を入れさせていただきました。

それから第12条こちらのほうは保育園の保育料ということですが、私立認定こども園については市のほうで徴収しませんので、ここから外させていただきました。

それでは2ページの附則のほうをご覧ください。この条例は公布の日から施行するという事で、ただし余川保育園の閉園の関係がございますので、その項を削る部分については、4月1日から施行をするというふうな規定となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第32号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第32号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第33号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について、及び日程第10、第34号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長　かなり分厚い条例ですが、簡単に説明をさせていただきたいと思います。
第 33 号議案　南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定
について、及び第 34 号議案　南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準
等を定める条例の制定についての 2 件についてご説明を申し上げます。

2 件の条例とも第 1 次地域主権一括法の施行と介護保険法の改正に伴い、市の条例として制
定するものでございます。第 1 次地域主権一括法の施行により、これまで厚生労働省令で定
められていました指定地域密着型サービス並びに指定地域密着型介護予防サービスの人員、
設備及び運営に関する基準等について、市町村が地域の実情に応じてみずからの判断と責任
により条例で定め、平成 25 年 4 月 1 日からはこの条例に基づき、当該サービスに関する指定、
指導等を行うものとされました。

また、介護保険法の改正により、地域密着型介護老人福祉施設これはミニ特養ですが、入
所者生活介護の入所定員や指定地域密着型サービス事業者等の指定の申請を行うことができ
るものの要件を条例で定めることとされました。

条例の制定に当たりまして、まず、第一次主権一括法についてですが、現在の厚生労働省
の基準省令のうち、省令に従うべき基準それから省令を標準として通常よるべき基準につ
きましては、基準省令のまま定めさせていただいております。それから省令を参酌し、定める
部分については一部独自基準として定めております。

それから介護保険法の一部改正につきましては、ミニ特養のほうですが定員 29 人以下で市
町村が条例で定めることとなっており、市ではこれまでどおり 29 人以下とすることといた
しました。

33 号議案の 76 ページをご覧ください。この一番上の第 152 条第 1 項で入所定員は 29 人以
下とするというふうに定めさせていただいております。これと同じユニット型につきま
して、88 ページの下のほうで「第 2 款　設備に関する基準」というその下のところに、第 180
条第 1 項で 29 人以下というふうに定めさせていただいております。

それから、地域密着型これは介護予防も含むんですが、事業者の指定申請を行うことが
できるものを、要件についても今回定めさせていただいております。これにつきましては後
ほど説明いたします。

それから条例が適用される事業所数等ですが、33 号議案につきましては各章ごとにそれ
ぞれ適用される部分が違っております。第 1 章の総則につきましては、全ての地域密着型、全
事業所になっています。

第 2 章、第 3 章については、現在市内に適用対象となる事業所はございません。第 4 章こ
れが 5 か所、第 5 章これも 5 か所でございます。第 6 章が 10 か所でございます。第 7 章はなし、
第 8 章が 2 か所、第 9 章は現在のところございません。

それから 34 号議案のほうですが、これも第 1 章は介護予防地域密着型の関係の全事業所と
なっております。第 2 章が 4 か所、第 3 章が 3 か所、第 4 章が 8 か所というふうな適用を受
ける事業所数となっております。

それでは別添の参考資料で、ここには第 33 号議案としか書いてございませんが、そちらのほうの参考資料の独自基準対照表というのをご覧ください。こちらのほうの 1 ページで項目 1 として「指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者の要件」についてですが、まず独自基準として従前どおり法人であること、それから法人の役員に暴力団員を含まないこととすることを定めております。趣旨としましては現行基準どおりまず法人であることを要件とし、南魚沼市暴力団排除条例の趣旨にのっとりまして暴力団との関係がある法人を除外するものでございます。条例の条項としましては、第 33 号議案と 34 号議案とも第 3 条第 3 項及び第 4 項で定めております。先ほど申しましたように対象事業者は全事業者になります。

2 ページをご覧ください。認知症対応型通所介護事業における運営推進会議の設置ということ。独自基準としまして、小規模多機能型居宅介護等の規定に準じまして、認知症対応型通所介護事業においても運営推進会議と同様の協議会を設置し、定期開催するよう努めるものとしました。この趣旨は現在、行政指導で開催を求め、全ての認知症対応型通所介護事業所で開催しています。今後も地域密着型サービスの特徴として、運営推進会議を通じて地域との交流を深めることを期待するものでございます。

該当の状況としましては、33 号議案のほうは第 78 条第 2 項でございまして、34 号議案のほうは第 39 条第 2 項となっております。対象事業者は介護予防を含みます認知症対応型通所介護事業となります。

3 ページのほうをご覧ください。項目 3 ですが、運営推進会議の開催回数に自主的地域交流事業の開催を含めるという点ですが、これを独自基準としまして事業者が自主的に開催する地域交流事業を、運営推進会議の構成員が参加できること、事前に市に計画書を提出し承認を受けることを条件として運営推進会議を開催したものとみなすことができる旨を規定いたしました。

地域交流事業の要件それから市との事前協議の手續等については、条例施行規則で規定いたします。趣旨ですが事業所が自主的に開催いたします地域交流事業に、運営推進会議の構成員も参加することによって、利用者の表情や事業所のサービス対応など会議形式では伝えられない運営状況を見聞することで、運営推進会議のマナー化を防止し、その内容を充実させるとともに地域との交流をさらに深めることを期待するものでございます。

該当条例の条項といたしましては、33 号議案が第 105 条第 1 項ただし書でございまして、それから 34 号議案のほうは、第 62 条第 1 項ただし書でございまして、対象となる事業者は介護予防を含みますが小規模多機能、それからこれも介護予防を含みます認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、ユニット型のミニ特養、それから介護予防を含みます——先ほどのはユニット型と従来型両方でございまして、それから次は介護予防を含みますから認知症対応型のデイサービスのほうでございまして。

4 ページをご覧ください。項目 4 文書の保存期限の延長ということ。こちらのほうの独自基準としましては、介護報酬の請求に関する書類について保存年限を 5 年に延長いたしました。その趣旨でございまして、現行基準ではケアプラン、サービス提供記録、医師の

指示書、苦情処理記録、事故対応記録等について完結の日から2年間保存することになって
います。しかしながら、不正請求等に係る不当利得返還請求は、5年間遡及することとなっ
ていますので、介護報酬の請求に関する書類については保存年限を5年間とするものでござ
います。新潟県条例のほうで定めております居宅サービス基準、特養老人ホーム基準、老人
保健施設基準等においても、全ての文書の保存年限を5年としており、こちらとの整合も図
ったところでございます。

条例上の条項としましては、33号議案の第42条を初めとして8つの条で定めております。
第58条、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条、第201条でそれぞれ定めて
おります。34号議案のほうでは第40条、第64条、第85条で定めております。これも対象
は全事業となります。

最後に5ページのほう、項目5でございます。ユニット型ミニ特養における入浴・清拭回
数の明示、清拭は清く拭くという字で、タオル何かで体を拭くことでございます。こちらの
ほうの独自基準といたしましては、従来型ミニ特養の規定と同じように1週間に2回以上と
いう文言を加えました。この趣旨は従来型とユニット型で異ならせる理由はありませんので、
当然あるべき規定が欠落していたものと考えられますので、同じ規定を設けさせていただき
ました。

市内のミニ特養は全てユニット型でございます。従来型の規定に基づいて1週間に2回以
上の入浴または清拭を現在提供しているところでございます。該当の条例上の条項でござい
ますが、33号議案の第183条第3項となります。こちらのほうは34号議案のほうは該当ご
ざいませぬ。対象事業者はユニット型のミニ特養のほうでございます。

最後に附則として両条例とも施行日は本年4月1日となっております。それから33号議案
につきましては経過措置規定がございます。これは基準省令の附則に規定しています経過措
置中、介護療養型医療施設等の転換による老人保健施設あるいは軽費老人ホームの指定に係
る設備基準の特例措置を本条例附則においても規定したものでございます。直接本文のほう
の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定
くださいますようお願い申し上げます。

○議 長 一括して質疑を行います。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 細かいことを聞くわけではないんですけども、今の説明の中でこのいろ
いろな決まりごとは、厚労省の基準に基づいてつくられたというふうに思いますが、それ
によると当地にないものも条例として決まっているということは、将来的には今当地になく
てもこういうことが対応できる、しなければならぬという規定も出てくるのかもしれない。
それを見越した形でのづくりであるかということをまずお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 もちろん介護保険事業計画、これ等に計上された上でなければ設置でき
ないものもございませぬが、当然将来的に考えられるもの全てあげてございませぬ。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 そして、ほとんど施設になりますけれども、施設じゃない場合もあるのかもしれませんが、これによつての基準さえ満たして開所するというか開く場合は、今までだと人口とかそれからそういう状況に応じての国からの認定が非常に厳しかったように聞きますけれど、そういうことはどういふふうになるのかお聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今までも例えば広域型の特養であれば、県の計画の中に広域として上がつて、さらに認可が要ります。この地域密着型については、うちで今度は条例を定めていますので、市のほうで介護保険事業計画にのせた上で認めていくような形になると思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて質疑を終わります。

○議 長 第 33 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 34 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 50 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 日程第 11、第 35 号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第 35 号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。この条例につきましては、地域主権改革第一次一括法の施行に伴いまして、道路法の 30 条の一部が改正されたことによりまして、市道の道路の構造の技術的基準、政令では道路構造令となっておりますが、それについて政省令を参酌して条例で定めることとなりました。

この基準につきましては、市道を新設または改築する場合における道路の一般的基準を定めるための条例の制定でございます。

それでは議案資料 21 ページのほうの左側に道路構造令と、右側の市の条例案ということで、比較表で説明させていただきます。条例が長くなっておりますが、ほとんど道路構造令に準拠しておりますので、基本的なところと道路構造令と市の条例の相違点を説明を申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

第 1 条、第 2 条の「趣旨」及び「定義」につきましては記載のとおりでございますが、22 ページの第 3 条の道路の区分でございますが、ここに道路構造令では第 1 種、第 2 種の道路というのが載っておりますけれども、市町村道については該当がございません。該当するのがその他道路の第 3 種、第 4 種の道路でございますが、計画交通量によりまして第何級とかそういうのが決まってきます。その中で斜線だとか中央帯、路肩等の幅員が決定するものでございます。

25 ページをお願いしたいと思います。25 ページの第 4 条の「車線等」でございますけれども、道路構造令の国土交通省令を規則と読み替えて、「第 4 種 4 級の道路」を加えるものでございます。

次に道路構造令と市の条例の相違点のところを説明申し上げます。36 ページをお願いしたいと思います。道路構造令第 11 条の 3 というところで、道路構造令では「積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする」ということでございますが、条例での表現を変更しまして関係条文に記載をしたところでございます。30 ページに戻っていただきまして、30 ページの条例第 5 条 4 項でございますが、「中央帯の幅員は、必要な堆雪幅（雪を堆積するために設けられる道路の部分をいう。）等を勘案して定めるものとする」というふうに記載をさせていただきました。

33 ページをお願いしたいと思います。33 ページの条例第 7 条 7 項でございますが、「路肩の幅員は必要な堆雪幅等を勘案して定めるものとする」というところでございます。

35 ページでございます。条例の第 11 条第 4 項の「自転車歩行者道の幅員は」というところでございますが、「必要な堆雪幅等を勘案し、並びに当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする」というところでございます。

36 ページの第 12 条 5 項でございます。「歩道の幅員は、必要な堆雪幅等を勘案し、」ということで付け加えさせていただいております。

37 ページの建築限界の規定につきましては、条例化の対象外でございますので、政令を適用するものでございます。

42 ページでございます。市の条例第 22 条の「縦断勾配」の基準を第 1 項で定めて、その他やむを得ない場合の規定を第 2 項で定めたものでございます。後段にこの場合においては、積雪寒冷地域の特性を考慮して規則で定めることといたしました。

49 ページでございます。市条例の第 33 条「交通安全施設」第 37 条「防雪施設その他の防護施設」は、別途規則で定めるところでございます。

50 ページでございます。50 ページの道路構造令の第 35 条でございます。橋、高架橋の道路等の第 2 項、第 3 項は政令を適用しまして、条例化は対象外となっているところでございます。第 4 項では国土交通省令を規則と読み替えるものでございます。

51 ページでございます。条例の第 43 条でございます。「自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路」と、53 ページの第 44 条「歩行者専用道路」の建築限界の規定は政令を適用することから、条例化は対象外となっております。

次に 55 ページをお願いします。別表 2 の案内標識から補助標識まで、これにつきましては条例化が対象外でございますので除外となっております。

市条例の第 45 条の「道路標識の寸法」については、規則で定めるところでございます。

59 ページでございますが、市条例の第 47 条の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準」につきましては、規則で定めるものとするものでございます。

附則としまして施行期日を平成 25 年 4 月 1 日からとしまして、2 項では経過措置を規定しておりまして、今現在、新設・改築の工事中の道路にあっては従前の例によるというものでございます。以上、簡単でございますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 35 号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 36 号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 続きますして第 36 号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本議案につきましても地域主権改革第二次一括法の施行に伴いまして、都市公園法の一部が改正されました。これを受けまして都市公園法の運用に関する技術的助言であります都市公園法の運用指針の一部が平成 24 年 4 月 1 日に改正されました。これによりまして都市公園の設置基準等について国の基準を参酌して自治体が条例を定めるところとなったもので、そのため一部の改正を行うものでございます。

改正内容について説明申し上げますが、5 ページの議案資料のほうをお願いしたいと思います。第 2 条の 2 大原運動公園の管理運営は、南魚沼市教育委員会が行うと、この条を整理しまして第 3 条とし、第 4 条から第 6 条までを技術的基準として加えるものでございます。

第 5 条の住民 1 人当たりの公園の敷地面積の標準、これは国の参酌すべき基準のとおり、区域内では 10 平方メートル以上、市街地、用途地域内でございますが、これは 5 平方メートル以上とするものでございます。

第 6 条の公園の配置及び規模の基準につきましても、いずれも国の基準のとおりでございます。1 号では街区内に居住する者が容易に利用できるよう配置する。街区公園では、規模は 0.25 ヘクタールを標準とすると。2 号では近隣に居住する者が容易に利用する近隣公園で 2 ヘクタールを標準と。3 号では徒歩圏内に居住する者が容易に利用する地区公園で 4 ヘクタールを標準とすると。4 号では総合公園運動公園でありまして、利用目的に応じて都市公園として機能を十分発揮することができるように、その敷地の面積を定めるところでございます。

2 項につきましては上記以外の緩衝緑地等で設置目的に応じまして、都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるところでございます。

第 7 条が公園施設の設置期限で参酌すべき国の基準のとおり、建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は 100 分の 2 を越えてはならないという規定でございます。

ただし書につきましては、第 8 条の特別の場合として、国の基準のとおり第 8 条第 1 項を休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等で基準は第 8 条 2 項により、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として、建築面積を超えることができるというところでございます。

第 8 条第 1 項第 2 号につきましては、国宝、重要文化財等で基準は第 8 条第 3 項で敷地面積の 100 分の 20 を限度とするものでございます。

第 8 条第 1 項第 3 号につきましては、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場等で、基準は第 8 条第 4 項で敷地面積の 100 分の 10 を限度とするものでございます。

第 8 条第 1 項第 4 号は、3 か月を限度として設けられる仮設公園施設で、基準につきまし

ては、第8条5項で敷地面積の100分の2を限度とするものでございます。

第9条から第21条及び附則の別表につきましては、条ずれを整理するものでございます。

本文の4ページでございます。施行日につきましては、平成25年4月1日とするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 参考までにちょっとお聞きしたいんですけども、5ページで第5条で住民1人当たりの公園の敷地面積の標準ということで、この条文が追加になりましたけれども、ここに区域内の公園住民1人当たり、そしてまた用途地域内の1人当たりが出ているんですけども、現状は参考までにどのくらいになっているのかちょっとお聞きしたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 現状につきましては、街区公園で平均0.23ヘクタールになっております。

この(1)号の街区公園は0.23ヘクタールの現状でございます。そして次の近隣公園につきましては、住民1人当たりでございますと6.5平米となっております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第36号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第36号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第37号議案 南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第37号議案 南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。これも地域主権改革第二次一括法の施行に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が、平成24年4月1日に施行されたことを受けまして、これまで国の省令で定めておりました特定公園施設の設置に関する基準について、国の定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたために、今回基準を制定するものでござ

います。

それでは9ページをお願いしたいと思います。議案の資料のほうでございますが、国の定める参酌すべき基準と、市の定める条例の対照表で説明させていただきます。

第1条に「趣旨」、第2条に「用語の定義」をうたっております。第3条から第4条につきましては、特定公園施設の設置に関する基準を規定するもので、いずれも国の基準を踏襲しております。

第3条関係でございますけれども、第3条関係につきましては「園路及び広場」でございます。出入口の幅だとか通路の幅、傾斜路の勾配等でございます。

第4条のほうでは「屋根付広場」でございますし、出入口等々の幅の基準を規定しておりますし、第5条につきましては「休憩所及び管理事務所」、第6条では「野外劇場及び野外音楽堂」、第7条では「駐車場」、第8条から10条までは「便所」、第11条については「水飲み場及び手洗い場」、第12条、13条につきましては「掲示板及び標識」ということで、第14条につきましては「一時使用目的の特定公園施設」をうたっております。これはいずれも国の基準どおりのところを記載をさせていただいております。条例の第15条でございますが、これにつきましては規則への委任を規定するものでございます。

8ページに戻っていただきまして、附則としましてこの条例は平成25年4月1日から施行するということでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 先ほどまでの条例の分と同じですが、この基準に今現在の公園は適合しているのでしょうか、まずそこを。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 この基準の上位法といいますか、いわゆる国の施行規則等がありまして、除外される全ての公園にこれが適用されるということではなくて、規則の中には例えば丘陵地に設置されるものですか、あるいは自然保護が必要な地域等に、あるいは動植物の生息地等に設置するような場合というのは、この適用除外がされませんということになっておりますので、全てのものがこれに該当するということではありません。今、個々の例の中でうたっていきますとほぼ基準どおりにやっておりますけれども、その場所によってはどうしても丘陵地等に立つ公園等がありますので、そこについてはこの基準に外れている部分もございます。以上でございます。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 この基準が適用されなければいけない公園は、この基準どおりになっているかどうかという意味です。だから除外されるものがあるというのは今話で聞きましたけれども、適用されなければいけない公園はこのとおりにできていますか、ということ伺いたいですけれども。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 今回のこの市の条例の中に入っている都市公園の中で、全て私どものほうで検証しているというわけではありませんので、中には基準に該当しない部分というのがあるかもしれません。ただ、このつくりを見ていただければわかるように、あくまでも標準という形でつくっておりますので、今後いろいろなところでされる場合につきましては、この辺をまた基準にしてつくっていきたいというふうに考えております。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 ただいまの条例もそうですし、35条これもそうなんですけれども、16番議員の関連で質問しますが、今後整備される道路であるとか都市公園については、新たにつくられた条例の効力といいますか、その有効性といいますか、これに沿ってつくっていくんだということになるのでしょうか。これまでのものについては必ずしもそのとおりになっているとは限らないということだと思いますし、そうでないものもたくさん道路もあるし公園もあると。おおざっぱに言ってこれからつくるものについては、この条例に沿ってやっていくということになるということなんでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 まず35条の道路のほうにつきましては、国の交付金事業につきましては今までどおり道路構造令でやっております。ただ、市の単独で小さい道路といいますか、それについては道路構造令にのっとらないで進めておりますので、今までと同じような考え方でしております。

そしてあと公園につきましては、追加の特定施設移動等の円滑化というのがございますが、これにつきましては特にこの条例の中でしておりますので、今後設置するのであればこういう形で進めていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 ちょっと聞いてみたいのですが、大原運動公園を今やられているわけですけど、その中でランニングコースみたいなものをつくっているわけですよ。ある意味、通路なのかランニングコースなのかちょっとどういう扱いなのかわからないですけど、必要なときは点字ブロックを置くとかそういうのがあります。ただ、ランニングコースに点字ブロックとかがあると、逆に走っている人は危険だとも思うし、そういうところをどうやって整合性をとっていくのか。今この場で答えろというのもあれかもしれませんが、しっかりとそういう視点というのを持ってつくっていかなければ、つくったはいいけれども走っていて……。あとは逆に車いすとか点字ブロックを使って歩く人たちに対してとそういうこともあるので、いろいろなことでやっぱり一番に使うのは何なのかとか、両方立てなければいけないけれど、どうするかというところもあると思うので、いろいろな視点でやっていただきたいなという思いがある。そういう話し合いとかをしたことがあるのかどうかについてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長　　今ほどのようなご質問ですけれども、当然園路とかいわゆる施設の部分、グラウンドの内部に入る部分、あるいは管理棟部分いろいろその用語の基準といたしますか、定義といたしますかそういうものがございます。グラウンドの中に、いわゆる走路の中に点字ブロックを置くとかそういったことには当然なりません。その辺は基準の中でいわゆるこういう施設はこういう意味があるんだよ、用語の意味があるんだよ、ということになっておりますので、それに従ってやっていくということになるかと思えます。以上であります。

○議　　長　　24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　市の条例ということになると、これはつくる基準という感じに見えますが、実際、都市公園とかそういう開発に絡めて都市公園的な、浦佐地域にそういう県の施設、国の施設ですか、県営公園はそれなりに維持管理がきちんといっているように思います。けれども、都市計画でつくった公園、駅東部分とかを見てみますと、やっぱり思うように都市化していかないせいかどうかはわかりませんが、ほとんど草がぼうぼうですよ。年に1回かその辺刈るのかどうかですが、そういった維持の問題というのがこういう中には書き込まれないのですか。ただつくるだけ、つくる基準というだけですか。私は非常に予算が伴って県営公園はうまくいっているみたいな感じがするんですけども、こういった部分というのは都市計画課が管理している程度ということですか、ひとつお聞きします。

○議　　長　　都市計画課長。

○都市計画課長　　この条例につきましては、いわゆるバリアフリー法に基づいて円滑に移動するというを目的につくられた条例でございます。条例にあるように、いわゆる設置ですね、そういったことに対する基準ということでございます。これは国定公園でありましても、県営の公園でありましても、同じような国の基準に参酌しながらやっているということでございますので、維持管理のほうにまでは、この規定はされておられませんのでよろしくをお願いします。

○議　　長　　24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　条例というのは非常に身近なものというふうに私は捉えています。そうするとつくりっぱなしという、要するに基準があればつくらなければならないという部分があると思うんですけども、維持管理というのはじゃあ別にどういうところで設けるのか。規則なりあるいは使用基準なり、何かそういうものがあるのかどうか。普通は市街化しているところだと、その維持管理を地区の方々にやっていただくとかというような形になるかと思うんですけども、その点は条例ではなくてどういうところで、何々に努めなければならないとかというようなことがあるのかないのか。つくりっぱなしでそれはバリアフリーにつくったとしても、草ぼうぼうであれば機能しないわけですよ。そういう点はどういうところで補足をしていきますか。

○議　　長　　都市計画課長。

○都市計画課長　　維持管理のほうにつきましては、当然つくりっぱなしでよしとするわけではありますので、予算等を見ながら、あるいは予算が足りなければ職員の中で直営でも

何でも、やはり適正に管理をしていくということでご了解いただきたいと思います。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 10 ページ及び 11 ページの通路及び傾斜路のことについてお伺いします。大原運動公園の場合はああいふ傾斜地であるわけでありましたが、興業も行われるということで不特定多数の障がい者を含む観客が来るということ。この中で縦断勾配が 8 %以下でなければならないというふうになっておりますが、この辺のことは構造上十分担保ができることでしょうか。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 先ほども話しましたけれども、この条例が全ての公園に適用になるということではございませんで、丘陵地等その地形によっては該当しないという部分もございます。ただし、この条例の、あるいは法の趣旨がいわゆる移動の円滑化——高齢者、障がい者等の円滑化に資するという趣旨でございますので、個々の施設については極力これに近づけるということで行っております。

それで、例えば大原の公園の話が今出ましたけれども、今のところ通路における縦断勾配等につきましては 5 %以下とすると。ただし、8 %というようになってはいますが、今のところ現地のほうで確認したところ、最大で大体 6.9%ぐらいの勾配ということになっております。ということで、条例の適用は全てではありませんけれども、ほかの該当外の施設についても、この基準に極力近づけるようにということで行っております。以上であります。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 くれぐれも大勢の方が集合するところでありまして。子どもを含みますから、その辺のことは極力この範囲の中で納められるように運用していただきたい、ということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 37 号議案 南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 38 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議

題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長　それでは第 38 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本件につきましても地域主権改革二次一括法の施行に伴いまして、公営住宅法が改正され、国の政令及び省令で定めていた公営住宅の整備基準、入居者資格のうち、入居収入基準を国の定める基準を参酌して地方公共団体において定めることとなったということで、住宅条例の一部を改正するものでございます。

そのほかに県営住宅条例の改正にあわせて一部改正を行うものでございます。新旧対照表で説明いたしますが 3 ページをお願いします。条例の第 2 条の 2、第 2 条の 3 これにつきましては公営住宅の整備基準を規定するものでございます。市営住宅及び共同施設の整備に関する基本理念を条例で定めまして、具体的な整備基準につきましては国の定める基準を参酌して、市が現在適用している現行の基準どおりとしまして規則に定めるものでございます。

条例の第 5 条第 1 項第 2 号でございます。これが入居者の収入基準を規定するものでございまして、国の基準を参酌しまして市が現在適用している現行の基準どおりでございます。県営住宅の基準も同一となっております。

まずアについてでございます。これにつきましては、障がい者、高齢者、乳幼児がいる者、災害により住宅に困窮している者等を特に居住の安定を図る必要があるものは、月収 21 万 4,000 円とするものでございます。

イにつきましては、災害により公営住宅に入居する場合、月収が 21 万 4,000 円とするものでございまして、3 年経過後につきましては 15 万 8,000 円とするものでございます。

ウにつきましては上記以外ということで、一般的な入居者の場合でございますが、月収が 15 万 8,000 円と規定するものでございます。

条例第 5 条第 2 項でございます。これは単身入居者の資格を規定するもので、県営住宅の基準に合わせまして単身入居者が可能な者に、災害により住宅に困窮している者を加えて規則で規定するものでございます。

第 12 条 2 項につきましては、同居の承認についての規定でございまして、県営住宅の基準に合わせまして従来の規定に加えて、同居の収入が収入基準を超える場合は、同居の承認をしないという旨を規定するものでございます。

条例第 53 条第 4 項につきましては、字句の整理をさせていただくものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例につきましては平成 25 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。以上、説明を終わりますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　　長　　質疑を行います。

○議　　長　　10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君　1 点だけちょっとお願いいたしますけれども、3 ページの 2 条の 3 の 2 項ですけれども、市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮しながら、入居者の便利で快適なような整備をするということが条文として加わりました。整備と維持管理は違うんでしょ

からいいんでしょう、県も。多分今は耐雪型の住宅も、雪下ろしをする住宅も、雪下ろしは入居者の形でやっていますけれども、安全とかそういう面からしてこの条文が加わったことで対応が変わる、解釈が変わるみたいなことは、整備と維持管理は違いますからどうなんですか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 維持管理という部分につきましては、今までの対応といたしますか、それと変わることはございません。以上であります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市営住宅という、それなりに収入基準という形が出ると思うんですけども、今回は現状に倣ってということですが、これによって基準が下がって入居条件が変わるといふようなことがあるのかないのか、もう1回ひとつ確認をしてみたいと思います。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 この条例が追加されたといたしますか、つくったことによって今までの内容が変わるといふことはございません。今までのいわゆる収入基準はこの基準でやっておりますし、市の場合は県営住宅もありますので、県営住宅とも整合性が取れております。今までと同じということでございます。以上です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 かなり基準は低いと私は見るんですけども、現行の方である程度納めればいられるといふような条項もあるような話を聞くんですが、要するに収入が増えても住み続けられるといふような例があるのかどうかひとつ。

もう1点は雪下ろしの費用とか、あるいは駐車場料金も取っていますが、そういった中で果たしてこういう収入基準の方で大丈夫なのかという気が私はするんです。特に雪下ろしなんかは、通常の雪だと下ろさなくてもいいわけですけども、今度、雪庇なりある鉄筋コンクリートもすごくなると業者を頼むわけですよ。そうするとかなり大掛かりになると自分たちではできないということ、あるいは高齢化等の問題で、そういった貯金もまたしておかなければならないとか、掛金をしておいて備えるといふような話を聞いた経過があるんです。ぎりぎりのこの基準だとするとかなり大変ではないかなと思うんですが、それはどういふふうにご考えていますか。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 まず1点目の収入が超過したような場合ということですが、入居の際に関しましては収入申告を当然していただきまして、いわゆる所得証明等も提出をいただきまして基準外の方が入居するといふことはございません。ただ、1年たち、2年たちといふことで収入が当然変動するわけですので、その場合、例えば収入超過をするといふ場合もございます。これにつきましては一応3年以上住み続けた方で収入を超えたといふような場合には、退去通知ということではないですけども、そういう収入を超えていますよといふことで通知を差し上げますけれども、直ちに退去ということにはなりません。

ただ、これが5年以上住み続けているような場合で、過去直近の2年間でしたか、基準を超えるような収入が2年間安定してあったということになると、いわゆる退去勧告といいますかそういった形を取る場合もございます。いずれにしましても単年度で収入を超えたからといってすぐそれが影響するということはございません。

それからあと除雪対応等につきましては、この冬もそうでしたけれども、確かに大変で自分では下ろせないというような相談、あるいは業者を頼みたいがということで相談等もございましたけれども、一応その団地の中の共益費といいますかその範疇の中で対応をしてもらっているということです。場合によっては、団地で、長屋式のところでなければある程度、福祉のところも該当になりますけれども、なかなか長屋式のところはそういった部分はありません。今までのところでは何とかその共益費の中で対応をしてもらっているということでございます。以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第38号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第38号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第39号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第39号議案につきまして提案理由を申し上げます。

財産区管理会財産区管理委員の選任につきましては、この条例第3条の規定によりまして議会の同意が必要でございます。大字塩沢財産区管理会財産区管理委員については、平成24年3月定例会におきまして委員7名について議会の同意をいただき、平成24年4月1日から4年間の任期でお勤めいただいております。このたび7名の委員のうち塩沢395番地5、上村幸雄氏と同じく227番地1、上村秀一氏、両名の方から3月31日をもって委員を辞任したい旨の申出がありました。つきましてはこれを認め、新たに2名の方を選任したく、2名の方については議案のほうに記載のとおりであります。ご同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては平成25年4月1日から4年間としたいものであります。選任に当たり関係集落からご推薦をいただいているところでもありますので、ご同意を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思
いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 39 号議案 財産区管理会財産区管理委員の
選任について（大字塩沢財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって第 39 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 56 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 日程第 16、第 17 号議案 平成 25 年度南魚沼市一般会計予算を議題といたし
ます。

審議の方法についてお諮りいたします。市長の提案理由説明、副市長の予算概要説明のあとに
予算全般にわたる大綱質疑を最初に行い、次に歳入全般の審議を行い、その後、歳出の審議を
各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、そのように審議していただきます。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 17 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。平成 25 年度一般会計
予算の概要につきましては、施政方針資料 17 ページから 21 ページに記載のとおりであります。

政府は平成 25 年度予算につきましては、25 年 1 月に策定をいたしました日本経済再生に向け
た緊急経済対策に基づく、平成 24 年度大型補正予算と一体的なものとし編成するとしておりま
す。当市におきましても国の方針に沿って平成 24 年度補正予算を編成し、公共事業などを中心
として、平成 25 年度予算の前倒しを計上したところであります。補正予算はもちろんのこと、
平成 25 年度当初予算につきましても、早期の予算執行に努め、市内景気の回復を確実なものに
してまいりたいと思っております。

平成 25 年度予算では、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨災害から 3 年目となりますので、ま
ずもって被災箇所の災害復旧を確実に完了させたいと思っております。また、合併事業として、

市民の期待の大きい大型事業に着手しておりますので、これら事業の着実な推進に努めてまいります。

平成 25 年度予算総額は 309 億 300 万円、前年度当初に比して 14 億 4,900 万円、比率にして 4.5%の減となっております。豪雨災害関連の予算を除き、平成 24 年度 3 月補正による前倒し分 9 億 3,300 万円を加えた比較では、8 億 7,238 万円、2.9%の増となっております。

予算編成に当たりましては、総合計画・実施計画を基本とし、予算編成方針を作成し、作業に当たってまいりました。総合計画・実施計画は前年度、地域審議会からご意見を頂戴し、総合計画審議会の諮問を経た上で承認をいただいております。総合計画・実施計画及び予算編成方針に掲げた重点事業の予算化は、行えたものと考えております。それぞれの重点施策につきましては、資料、平成 25 年度当初予算の概要の 9 ページから 11 ページを、また主要投資事業につきましては 12 ページを後ほどご覧いただきたいと思っております。

大綱あるいは詳細につきましては、それぞれ副市長、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 次に副市長が予算の概要説明を行います。副市長。

○副 市 長 それでは概要の説明を申し上げます。本件、一般会計予算に関する資料といたしましては、右上に「第 17 号議案から第 24 号議案資料 1」とあります「平成 25 年度当初予算（案）の概要」並びに同じく議案資料の「総合計画実施計画と平成 25 年度予算」を配付させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、右上に第 17 号議案～第 24 号議案資料 1 と記載されております、平成 25 年度当初予算（案）の概要でご説明を申し上げますのでお出しをいただきたいと存じます。

この冊子の目次にありますように、1 で会計別予算の一覧、2 の一般会計歳入予算の状況、3 の一般会計歳出予算の状況、4 の会計別基金残高表、5 の会計別起債残高表、6 の重点施策の概要、7 の主要な投資的事業をそれぞれ記載してございます。

1 ページをお開きいただきたいと思ひます。1 の会計別予算一覧表、上段の一般会計の欄でございます。予算規模であります、今ほどお話のように当該年度予算は総額で 309 億 300 万円でございます、前年度の比較では 14 億 4,900 万円の減で、割合にしまして 4.5%の減で編成をさせていただいております。

災害関連の 3 億 7,862 万 6,000 円を控除いたしますと、下段の括弧書きの部分になりまして、一番右の欄で前年度比 0.2%減ということでございます。

次の 2 ページ、2 の歳入予算の状況をご覧ください。（1）は科目別の前年度対比表であります。309 億 300 万円の予算を 1 款から 20 款までの予算科目ごとに、構成比と前年度を比較してございます。

1 款市税でございますが、市民税を初めとする 6 税目で構成をしておりますが、市税総額を 72 億 6,867 万円余り、0.4%の伸びとし、主な増減項目欄にありますように、決算見込みと地方財政計画の伸び率を勘案し、個人市民税で 6,223 万円余り、法人市民税で 1,537 万円、県から一部税源移譲をされますたばこ税で 5,425 万円ほど、それぞれ増を見込みましたが、固定資産

税では地価の下落傾向から全体として0.8%ほど、1億532万円余りの減と推計をしております。

2款の地方贈与税から8款の地方特例交付金まではそれぞれ決算見込みと地方財政計画の伸び率を勘案して積算をしているところがございます。

9款地方交付税では平成25年度、地方交付税総額は2.2%の減となっておりますが、地方交付税では平成24年度の交付実績から1.2%、1億1,700万円の減と、特別交付税は前年度同額と見込んで計上し、1.1%減の103億5,000万円としております。

10款交通安全対策特別交付金は900万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金、5億3,512万円余りでありますが、民生費負担金が全体の97%近くを占めているものでありまして、主な部分は保育園の入園費を初めとする児童福祉費の負担金でございます。起債の増加原因は保育園入園費負担金でございます。

12款使用料及び手数料ではし尿・可燃ごみの処理量の減少から4,576万円ほどの減とし、8.1%減の5億3,392万円ほどであります。

13款国庫支出金これが22%、14款県支出金27.3%と大きく減少しておりますが、豪雨災害に関連の部分で9億7,817万円、国の緊急対策を前倒しで平成24年度に計上したこと、道路整備の社会資本整備総合交付金が1億3,780万円ほどの減が大きな要因であります。

15款財産収入7,945万円余りであり、土地・建物の貸付料、土地の売り払いの部分でございますが、前年度に比べ4.2%の減であります。合併振興基金利子、598万円の減が主たる減少要因でございます。

16款は寄附金、芽出しでございます。17款繰入金であります。7,624万円ほどとして34.5%の減額ですが、財政調整基金で1億9,000万円、減債基金繰入2億円の減が主な要因であります。

18款繰越金は前年度と同額の計上でございます。19款諸収入で48.6%伸びの21億4,322万円余りですが、新病院建設に係る病院事業会計からの受託収入増、7億9,500万円によるものでございます。

20款市債、41億2,310万円では合併特例債で1億9,180万円の減、臨時財政対策債の借り換え分が2億4,430万円の増、農林災害復旧事業費の2億2,190万円の減、土木災害復旧事業債1億8,310万円の減を主としております。

次の3ページをお願いいたします。(2)の財源別の表であります。下から5行目、大きく依存財源の豪雨災害に係る国県補助金が減少しておりますが、構成比をご覧いただくとほぼ昨年度と同様な構成割合を示しております。また、自主財源が2.4%増加しておりますが、新病院事業の繰り入れの関係でございます。内容については割愛をさせていただきたいと存じます。

歳出について、概要を申し上げます。

第1款議会費では2.8%の減額であります。議員共済会給付費負担金分が535万円ほどの減となりまして、その他はほぼ前年と同じでございます。

2款総務費は65億5,424万円ほどであります。8.6%の減であります。給料の部分で9,700万円ほどの減、職員手当等で7,895万円ほどの減、合併振興基金積立が3億4,569万円の減額

によるものであります。

3 款民生費では 69 億 2,864 万円余りであり、0.9%の増であります。主として介護給付事業で 7,943 万円余り、魚沼荘改築関係で 9,669 万円余り、六日町保育園委託料 7,486 万円などの部分による増であります。

4 款衛生費では 38 億 2,889 万円ほどであります。主として大和病院繰出が 1 億 687 万円余りの増、新市立病院事業として 7 億 9,156 万円ほどの増により、32%の増であります。

5 款労働費では 4,255 万円余り 79.3%の減ですが、雇用創出事業で 5,584 万円ほどの減、地域職業訓練施設整備事業としての施設改修整備の部分が 1 億 680 万円の減によるものでございます。

6 款農林水産業費では 20.7%減の 10 億 7,484 万円ほどであります。豪雨災害関連の土地改良事業の部分で大幅な減少があります。

7 款商工費、4 億 1,380 万円ほどであります。地方産業育成資金減額が 4,500 万円これを主体として 12.9%の減額であります。

8 款土木費、35 億 2,402 万円余りですが、1.7%の減であります。経済対策前倒しの関係もあり、道路橋りょう維持補修で 3,100 万円、消融雪施設維持管理の部分で 9,820 万円、道路新設改良で 8,302 万円ほどの減であります。機械除雪費を 1 億 1,126 万円ほど、住宅リフォーム事業に 3,000 万円の増額であります。なお、12 ページの 7、主要な投資的事業として、道路橋りょう維持管理事業のほか記載がありますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

9 款消防費、5 億 5,981 万円余りであり、29.9%の大幅増であります。訓練棟新築に係る部分が主要な部分でございます。

10 款教育費では 5 億 7,199 万円余りの減の 32 億 7,044 万円ほどで、14.9%の減となっております。記載のように 6 億円余りの特別支援学校の建設が終了したことが主な要因であります。

11 款災害復旧費は非常に大きな増減率となっております。新潟・福島豪雨災害復旧費が農林施設で 6 億 1,508 万円余り、土木施設で 4 億 5,050 万円余りの減であり、81%の減の 2 億 5,697 万円ほどの計上でございます。

12 款公債費は 42 億 559 万円ほどでありまして、長期債元金で 36 億 2,446 万円ほど、長期債利子及び一時借入金利子で 5 億 8,112 万円ほどの計上であります。前年度より 2 億 7,886 万円、7.1%の増であります。

13 款諸支出金に土地購入費として 10 万円の計上でございます。14 款予備費では昨年度より 1,000 万円増の 6,000 万円の計上でございます。以上が歳出であります。

次のページ、5 ページは (2) として性質別に区分した表でありますので、ご覧をいただきたいと存じます。

6 ページには 4 の各会計別基金残高表、それから 5 の各会計別起債残高表、7・8 ページには一般会計についてそれぞれグラフ化したものでございますし、9 ページ・10 ページに総合計画の 6 つの施策の大綱別、それから 6 として重点施策の概要が記載されておりますし、12 ページには主要な投資事業が記載されておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。なお、12

ページの星印につきましては、前のページと重複していることを指しておりますので、合わせて総合計画実施計画のほうもご覧をいただきたいと思います。

次に別冊の平成25年度南魚沼市一般会計及び特別会計予算書並びに予算に関する説明書の第1ページをお願いいたします。第17号議案全体であります。第1条から第4条までのように定めさせていただきたいものでございます。

9ページをお願いいたします。予算第2条に記載の第2表継続費であります。第4款衛生費第1項保健衛生費、新市立病院整備事業について、総額を33億円と定めそれぞれ記載の平成25年度から26年度までの年割額で継続費の設定をさせていただきたいものでございます。

10ページをお願いいたします。予算第3条に記載の第3表地方債であります。市債41億2,310万円の設定をお願いしたいものでございます。なお、地方債の調書につきましては、後ほど275ページをご覧いただきたいと思います。予算第4条に記載の地方自治法に基づく一時借入金の限度額は35億円と定めさせていただきたいものでございます。以上で17号議案、一般会計予算の概要の説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○議 長 予算全般にわたる質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 大綱質疑でありますので全体についてお伺いします。まず市税ですね、72億円ほどに対して公債費が42億円ほど、さらに人件費が53億円というこの構図が、合併してから余り変わりがないわけですが、今年のこの構図を見てどのようにお考えなのかというのをまず1点お伺いしたい。

それから、市債残高の削減の目標値がございました。10年間で216億円ということでありませうけれども、ほかの予算とも比べましても、全体でこの平成25年度は2億7,000万円ほどの削減であろうという部分であります。216億円を10年だから——21億円という大変な金額の削減がなければならないわけです。非常に難しい問題だなというふうに12月議会でもお伺いしましたけれども、この予算——決算ではありません、予算を見て、この数値のほうをどのようにお考えなのかということです。

それから3つ目は、平成25年度予算の市政の中の7本柱でありますけれども、その中でも国土強靱化による前倒しで相当きた部分も含めてであります。公共工事と財政規律という問題について、市の財政のほうを見て、市長はどのようにお考えなのかという3点をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 最初の市税、公債費、人件費。市税が七十二、三億円に対して、人件費六十数億円、公債費四十数億円この構成をどう思うかと。これはですね、私たちの自治体、南魚沼市としては、いわゆる市税が上がって、人件費、公債費が下がってということは、もちろん努めていかなければならないわけでありませうけれども、現時点では可もなく、不可もなくという状況だと私は思っております。

216億円削減しようという公債費残高でありますけれども、当然平成27年以降が大幅に減額をしていくということになります。平成28年以降になりますか。ですので、この216億円の減の達成は、十分可能だというふうに認識をしております。

国土強靱化による公共事業の部分でありますけれども、規律と言いましても、これは国の経済政策に連動させたものでありますし、ご承知のように平成 24 年度の公共事業的な部分に対しては、補助残についても交付税処置、これらを見込まれておりますので財政規律的には何ら問題がないと。これが全く国の方向や方針やそういうことがなくて、一挙にこれだけ増やしたということになりますとこれはやはり若干の、まあまあ財政規律とは申しませんが、ばらつきが出る。これは懸念をしなければならないわけですが、平成 24 年度、あるいは 25 年度の国の予算編成の方針の中できちんとやっていることであります。先ほど触れましたように、国もその補助残、いわゆる地方負担分については相当の配慮をするということになっておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 もう一度お伺いしますけれども、市税についてであります。法人市民税も個人市民税もなかなか厳しい状況の中で、増えるということは余りこの時点では予想はできないであります。固定資産税については間違いなく評価は、これから見直しもありますけれども、下がっていくであろうという非常に厳しい状況がありますよね。そうすると、公債費や人件費の部分が相当今度は上回ってくるということが懸念をされるわけであります。今年度については相当の歳出削減があるのかなというふうに思っておったのですけれども、そこら辺がなかなか進まなかったのであろうかなというふうに思っています。

この市債残高云々については、確かに市長がおっしゃった平成 28 年度以降、大幅に減るだろうという部分でありますけれども、返済のピークは平成 29 年度であろうという部分がありました。それを恐らく伸ばして平成 32 年度が今度は返済のピークを迎えるのであろうかなというふうに思います。将来世代に対する部分というのはありますけれども、相当気をつけてやっていかなければならない部分があると思います。そのピークについてですね、私は平成 32 年くらいに伸びるのであろうかなと、この予算を見た中で思ったのですけれども、市長は平成 29 年度がピークかなという部分であろうかと思えます。それについてお考えがあれば。

もう 1 点は国土強靱化できた部分でありますけれども、市のほうでも長寿命化ということで全体像を描こうということ始めております。今年度も土木費の使い方などを見ても、老朽化した部分に特化したような部分であれば、私は大きく評価をしたいというふうに思っています。公共工事は悪者だというような論には乗りませんが、老朽化の部分に特化した分であればというのは、これは国の予算づけでありますから要らないとは言えない部分があります。そういう部分にもう少し使える部分があればなというふうに思ったのですけれども、市長はこの新規の部分の改良と言いながら新設の部分が結構あるわけですが、こういう部分にきたということについてどうお考えなのか。私はやはり老朽化した部分をまず先にやるべきだ、そちらに大幅にくるべきだなというふうに思ったのですけれども、この点についてのお考えをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 最初の市税と公債費、人件費の件であります。市税はそのときどきの経済

状況等によって大幅にということもあり得るかも知れませんが、小幅には増減を繰り返すものでありますので、これはこれでご理解いただけたらと思います。

人件費、公債費については、今も計画どおりに人件費を削減しておりますし、公債費も一時的には増えたり減ったりという部分はありますけれども、今、財政計画どおりに進めておりますので、何ら心配するところではありません。

ただ、固定資産税が減るという部分については、平成 24 年度は都市計画税の率を半分にしたわけで、それで約 1 億円減っているわけですし、今回は土地の評価の下落という部分を見込んでいることでもあります。これがどこまで下落するかというのはちょっとわかりませんが、これも景気の動向こういうことになります。市税についてなかなか長期的な見通しを立てることは現実的ではありませんので、ある程度固定化した数値の中でずっと財政計画も進めております。ですので、心配をいただくほどの状況では全くないし、計画どおりにいっているというふうにご理解いただけたらと思います。

ピークにつきましても、その年々の若干の部分ではありますが、これが平成 29 年が 32 年ころまでずれ込むということについては、私はそうにはならない、大体今の予測どおりであろうと思っております。財政課長のほうでまた所見があれば、この後答弁をさせます。

それから公共事業といいますか国土強靱化の件ではありますが、もちろん老朽化のこともそうですし、議員ご承知のように私たちの市内には、老朽化もさることながら新設あるいは改良、こういう要望が非常に多いものがあります。それらにも配慮したということでありまして、どちらに偏ったということではない。市民要望の高いという部分がある程度ここで拾い上げさせていただいたというふうにご理解いただけたらと思っております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 財政課長。ただいまの公債費のピークがいつごろかということですが、これにつきましては財政計画のほうで、先ほど議員おっしゃられたとおり平成 29 年がピークになっております。ただ、その後に災害の関係が、大きな災害で起債のほうも多額になっておりますので、これらのほうについて返済が生じてくるわけです。これについてはほとんど元利均等償還みたいな形になってきますので、ピークとすればどこかというふうに言われれば、平成 29 年ごろだろうというふうに思っております。以上です。

○議 長 19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それこそ決算のときにいつも聞いているのですが、今回ちょっと趣向を変えて予算で聞いてみたいと思います。監査委員が代わったわけで、その中で代表監査委員の方からぜひ、それこそ平成 25 年度予算について思っていることを、例えばもうちょっとこうしたほうがいいのかなどそういうのがあれば、ぜひ言っていただけたらと思うのです。例えば雇用面とか、民間にいたわけですし……（「ちょっとそれは無理ではないですか」と叫ぶ者あり）予算の質問でしょう。予算全体での質問だと私は思うのですが、大綱で……（「執行していないのに、監査委員に聞けといっても、それはなかなか無理だろう。」と叫ぶ者あり）いや、今の予算は——監査委員は数字だけを確かめるわけではないわけですよ。いろいろな市のや

る事業に対してのいろいろなことも言っていくというのがあるわけですから、そういうふうに……（「執行もしていないから……」と叫ぶ者あり）もし、可能であれば言っていただければなというふうな思いがあるのですが。

○議 長 代表監査委員。

○監査委員 監査委員河野です。よろしくお願いします。今ほどのお問い合わせの件については、私も12月からまだ来たばかりで、市の内容が本当にちょっとまだわかりませんので、実際のところ、今回もこの予算関係については市報で見ているんですけども、全体の流れで、どこにどこを使ったらいいかというところまではちょっと確認していません。申し訳ありませんけれども、次回のおときにははっきり言えると思いますので、もうしばらくお待ちになっていたきたい。すみません。お願いします。

○議 長 牧野議員、市長に質問してください。19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 いや、なしです。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一般会計が4.5%のマイナスというような話で説明があるわけですが、私は先般、確立されました一般会計補正予算12億円、あるいはそのときに示された繰越明許費ですね、これは29事業で26億7,000万円ということであります。ですから、私は補正予算ではなく、繰越明許を足して考えるべきかなと、要するに15か月予算という観点から見ますと、そんな感じで見えたのです。そうすると、26億円を足しますと335億円で、3.7%のプラスという形に捉えてみたのですが、その所見をひとつ伺っておきたいなというふうに思います。

私は常に申し上げておりますが、この予算に当たって昨今の経済状況、特に最近はずごいのですが、やはり市民負担の軽減という部分をどう盛られているかというあたりをひとつお聞きしたいなというふうに思います。国保の繰り出しをやめたとか、そういう何か違ったふうに目立つところがあるなと思いますが、ひとつその点、負担軽減は必要なしかな、ありかというところから始まらないと話にならないのかもわかりませんが、その点をお聞きします。

もう1点は、施政方針にありますけれども、その7ページですね、市民が待ち望んでいる大型事業の着実な推進を進めてまいりますという中で、今までに野球場、図書館等がされてきたのですが、ほかに考えているようなことがあるのかどうか、ひとつお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 予算上の比較でありますので、継続費がどうだからとか、繰越がどうだからと言われると、比較をではどこにどうすればいいかということが出てきませんので、予算上の比較というふうにご理解いただければ、議員が繰越がこれだけあるのだから、それも含めそれはどうぞそういうふうに思っていて別に結構であります。どうしてもやはり予算対予算の比較ということでここに出しておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

市民負担の軽減、特に目立って市民負担を軽減して、この予算の中で軽減をしているという部分は、まあ子育て支援関係のほうで大きく軽減ということではありませんけれども、階級を

分けたり——これは平成24年度から確かやっているわけです。そういう部分も若干ありますが、大きく負担軽減を図る部分は特にここに入っておりませんが、市民の皆さん方からいわゆるこの予算として享受できる——それを使ってそれぞれ営業関係も伸ばしたり、あるいは自分の生活改善という部分では、ご承知のようにリフォーム事業これはもう当初から3,000万円余計にしております。市民負担軽減、あるいは増加ということについて、増加しているところも全くないわけでありますので、特に大きくそのことが変わっているという部分はないと思います。もし、あったら、あとは副市長なり財政課長のほうに答弁させます。

大型事業のこの後でありますけれども、今、合併新市建設計画の中で計画をされておりました、まだ着手ができていない部分につきましては、滝谷橋問題、それから塩沢の樋渡東西線の上越線アンダーの部分、これらがまだ事業としては着手しておりませんので平成25年度の中でそれらにもちょっと芽出しを加えたという部分であります。あと特別、金額的にも含めて大きな大型事業というのはその辺までかなというような気がしております。これももし認識の誤りがあったらそれぞれ答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長 副市長。

○副市長 負担ということになると、11款の分担金及び負担金、あるいは12款の使用料及び手数料の部分になるかと思いますが、値上げ等はやっておりませんので、ないというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 予算上ということですが、前年度の水害の予算がついたときには括弧書きをしてそういう形をしているので、今回もちょっと特殊なのかなという感じが私——それこそ国の元気交付金ですか、そういう感じで前倒し平成25年度分がそっくり補正予算で可決しているわけでありますので、そういった計らいはあってもよかったのではないかなというふうに私は感じました。

そうしないと、そこに隠れている部分と申しますか、繰越明許全てというのではなかったかもしれないけれども、本年度事業としてやることに関しては間違いのないわけでありますので、その辺が私は明示できたらよかったのになというふうに思いました。

また、市民負担軽減については、まあまあ値上げしない程度と。要するに負担が増にならない程度の予算であるということと確認を今しました。

大型事業の件については、まあまあ超大型の施設建設等は学校教育等ではこれからあるとしても、そういった目ぼしいことはしないで、着実な経営をこれからしていくというふうであるというふうに認識をしました。私は市民の負担が今大変な状況になるのではないかなと、そう思うように景気は回復しないのではないかなという危惧を持っています。そういった中で、保育料、何か保育は無料にしようとか、教育はとか、いろいろ将来的にやるべき問題が出てくるのかなというように感じがしています。そういう点で所見があったら伺って終わりにします。

○議長 市長。

○市 長 特にありませんので。

○議 長 はい、ないそうです。22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 市長におかれましては、今日が記念すべきお誕生日ということで、心よりお祝い申し上げます。先ほど、19番議員から新監査委員の話もありましたから、少しここで聞かせてもらいたいと思っています。公会計が平成26年度からいわゆる複式に変わってくるという、先般、水道企業会計の審議の中でそんな話がございました。非常にいいことだと思っていますし、そういう意味では企業会計のエキスパートであります新監査委員のほうから、やはり診断してもらうためにも、また我々議員のほうでも民間の企業にいる人がいっぱいいるわけでありますから、この市の財政を判断するにいいことだと思っています。いつごろ我々が参考としてその辺のデータがいただけるものか、もう準備を始めているわけでしょうから、まずお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 私は今後の予定等は財政課長に答弁させますが、地方公共団体の事業といたしますか予算・決算、これについて複式会計を用いてやるということが本当に適当か否か。私は今ある道路やそういう資産をどんどん、これはものすごいものですよ。そんなのは上げてみて、それがどうだこうだなどと、私は余り意味があると思えないのです。そういうふうに法律なり何なりであればそれはやりますが、これが用をなすとは余り私は考えていませんけれども、それはそれとして予定等について財政課長のほうに答弁させます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 公会計の部分ですけれども、企業会計の部分につきましては大きな改正がありましたので、これにつきましては法にのっとって、今、そのように基準を変えているところです。一般会計の部分、公会計の部分はどうなるかということですが、これについて平成26年度から複式簿記を取り入れた公会計になるということについては、私どものほうでは把握をしておりません。今、私どものほうでは、公会計ということで貸借対照表を初めとするものにつきましては例年公表しておりますので、今もその範囲内のお話だろうというふうに考えております。複式ということはちょっと聞いておりません。以上です。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 わかりました。私の少し認識違いがあったかもしれません。ただ、水道企業会計などになってみれば、本当に今のようやり方でやっていると、例えば流動比率、当座比率は全く実態と違ったものが出てくるわけであります。これはやはり我々が、ほかの自治体と比べて本当はどうなのかということで判断の正しい材料になるわけです。

それから今の一般会計につきましても貸借対照表を初め、我々がほかの自治体と比較ができることがやはり大事だと思っていて、何だかんだ言ってもほかの自治体との競争になるわけでありますよ、はっきり言って。ただ、そういう中で東京都がやっているようなああいう評価、実態の企業に近いような資産評価、この辺に取り組みのか、それとも一般の自治体向けの一般の評価に従うのか。私は大きい違いが出てくると思っていますが、その辺をもう一回、今

の進捗の方向ですかね、確認をさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 今の状況、それから示されている部分については財政課長が申し上げたとおりであります、ただ、これを取り入れないとかどうとかということは今ここで申し上げることではありませんが、他の自治体との比較、今、他の自治体と比較する資料がないとは全く思っていないです。

では何を、いわゆる複式簿記的になれば、そういう部分での比較というのはまたできるかもわかりませんが、いいですか、我々は資産としてさっき言いましたように、公共資産というものをものすごく持っているわけです。これを一般企業と同じにあちらこちらに売却をどんどんとできるようであれば、それはまたそれも価値もありますけれども、道路敷を売るとか、今通っているところを売られるわけでもありません。ですからそういうことを比較して何の意味があるのだろうかという、そういう疑問を持っているということでもあります。あくまでもこれに逆らって採用しなとか、そういうことを申し上げているわけではありませんので、私の所見としてそういうことを思っておりますということでもあります。

我が南魚沼市だけが、他の自治体が全部取り入れているのに入れませんなどということは申し上げるつもりはありません。ただ、しかし何の意味があるのだろうか。何の意味があるのだろうか。公と民というのはやはり違うところがあってしかるべきなのです。そのために公と民というのがあるわけですから、全て民間に倣ってやれやれという話は、私は余り自分の気持ちの中ではよく理解はできないという部分を申し上げている。正直に私の気持ちを吐露申し上げたわけであり、それについて賛否はいろいろありましようが、ここでの議論はここで打ち切りたいと思っております。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私も1回しかありませんからここで打ち切ります。ただし、例えば同じような目的を持った事業を複数の自治体がやっていた場合、では、その事業の効率、それからそういう資金の効果、そういう比較ができるわけです。そこが私は大きいと思っています。この公会計をそういう情報を開示するのは、それは市長がおっしゃることは私はやはり違うと思っています。それだけは今日は申し添えて質疑を終わります。

○議 長 16番・関昭夫君。

○関 昭夫君 平成25年度予算に対して、昨日の一般質問で市長の公約云々がどう取り入れられるかというような話もありましたが、昨年の決算、あるいは予算審議を通じて、あるいは一般質問を通じて、いろいろな議会側からの提言があったかというふうに思います。特に個別の要望事項とかということではありませんが、予算執行に対して提言があった部分、これらがこの平成25年度予算の中でどのように反映されているのか。また、これからの款別の説明の中で、そういうものがきちんと説明されてくるものなのか、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 私は今年の選挙の際に、大きな公約の柱として、「災害の完全復旧」特殊部分を除くですね。それから「医療連携体制の構築と雇用の増進」ということを掲げてまいりました。災害復旧に対しては、今申し上げたとおりほぼ通常部分については完了するという見通しでありますし、医療連携ネットワークにつきましても、ここに予算は出ておりませんが、5億数千万円を投じながら、先般、一般質問でもありましたように、きちんとした体制を築いていく。そして雇用促進につきましては、そのための例えば先ほど触れました住宅リフォーム事業の増額であったり、借換資金の利子補給の延長であったりという部分に織り込めたものだと思っております。ただ、結果としてこれがどう雇用増進につながるかという部分については、まだ未確定でありますけれども、そういうつもりで編成をさせていただきました。

そして、議員のおっしゃる個々の要望部分は多く伺っておりますので、予算査定の際に、それはこちらに置いても市民要望の高いものについて重点的に各項目の中で、例えば財政のほうではここまでは要らないのではないかという部分をそうではないとか、あるいは担当部署のほうで上げてきたものは、これについてはこれこれこうだということをつけながら予算化していったという部分も随所にあります。ここでどこが、どこがということにはちょっと申し上げられませんが、款別の支出のほうでまた、もしこの点はこうだという部分がありましたらご質問いただければと思っております。

○議長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 総体的な話はわかりますし、私も自分の中で覚えている分とか、いろいろ資料をもとにして款別の中でまた確認はさせていただきます。議会も一生懸命市政に意見を申し上げて、またそれによって効率的な運営、市民要望に応じていく対応等々を執行側に求めているわけです。全てを取り入れるということでは決してないというふうには理解はしておりますが、やはり可能な範囲、あるいは当然、しかるべきというような部分は、きちんと対応をしていただきたいという部分で、またしっかり確認をさせていただきたいと思っております。

○議長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 今ほどの説明の中で、2点ちょっと確認をさせていただきたいのですが、基金についての考え方であります。今回の予算を組む中で、財政調整基金については6億5,900万円取り崩し、結果的に平成25年度末には11億8,000万円くらいに落ちると。半面、合併振興基金、現在29億4,000万円あるのですが、これが1億6,000万円追加で31億円となるということですが、認識では合併振興基金というのは確か24億円だったと思うのです。それを一旦取り崩して、早期の長期債返済をやったということの中で、また積んできたという状況かと思うのです。質問は、財政調整基金は恐らく18億円か20億円くらいは持っておきたいというところがこの間の市長の説明では本音ではないかなというふうに思っているのですが、一方、合併振興基金は今申し上げたように30億円を突破していくという、ちょっとアンバランスなのではないかなという印象を受けたのです。何かの根拠、理由があるのかと思っておりますので、その点を1点お伺いをしたいなということでもあります。

それからあと、よろしいでしょうか。臨時財政対策債についての考えなのですから、こ

れは昨年は、一昨年かな、副議長のほうからかなり質問があったわけなのですが、臨時財政対策債の考え方について確認をしておきたいと思います。以上、2点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 財政調整基金につきましては、災害関連で当初予定といたしますかの部分から相当額減りました。ただ、前々から申し上げておりますように、財調の、多くあればあるほどそれはいいわけですが、最低限やはり持っていなければならないというのは、過去の災害等から勘案しますと、10億円あれば緊急時には対応できるということですので、10億円は下回らないように運営をしていきたいとは思っております。

そのときどきの財政状況で、ですから計画上では一時財調は四、五億円まで減るという計算もありますので、これらをどう計算どおりにいかないようにするかというのも、またこれからの財政運営であります。ですので、こだわりませんが、やはりある程度通常期になれば、議員おっしゃったように、15億円、あるいは20億円くらいはやはり常に備えておくべきものではないかなという気はしております。

振興基金につきましては、当初約23億円基金造成をしたわけでありまして、その中で運用があつたりいろいろですが、今度は2段合併ということによって、あれは14億円だったか、14億円積み増しができるということになりましたので、これは25年度予算で積むのか……（「25年」と叫ぶ者あり）この今の予算で合併特例債を起こして借りて、そして積み増ししますので、これはまたぐんと増えてくるということでもあります。満額になったし、23億円に14億円だから37億円くらい、最終的に合併振興基金は積み立てられます。これはある程度使い道に制限があるというようなことを言っていますけれども——余り公の場だから言わないでおこうかな——極力柔軟に使おうと思っておりますので、第2の財政調整基金だというふうに私たちは理解しております。そうご心配はなさらなくても結構かなという気はしているところであります。

臨時財政対策債、これは見解の割れるところもありますが、国が手当をしたいけれどもできないと。ついてはとにかく1回、借金を起こして何とかしてしてくれと。国が後で全部お返ししますからということですので、私は余りこれについて増えたの、減ったのということをそう一喜一憂する必要はないかと思っております。ただ、1回、金を借りますから、公債という部分には積み増しになったりそれは出ます。それは出ますが、そんなに問題のあるいわゆる債務ではないというふうに認識をしているところであります。これにつきましても、財政の専門家からちょっと所見を述べさせますので、よろしく願いいたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 臨時財政対策債ですけれども、これにつきましては昨年も同じ回答をさせていただいたかと思えます。財政調整基金とそれから臨時財政対策債こちらのほうは、臨時財政対策債については、十分な財政調整基金があるようであれば当然のことながら利息を払っていかなければならないわけですので、借りなくてもいいかと思えます。ただ、今の残高を予想してみますと、平成25年度末で今回の予算どおりにいったとしまして、13億円ほどになります。一番、平成22年度のころには28億円ほどあったわけですので、これの間に災害とかもありまし

たし、それから合併振興基金への繰戻し等もあったという特殊事情もあるわけです。けれども、何が起きてくるかわからないというところで、また前もご心配されているように平成 27 年度から合併の特例が一部廃止になってきますので、交付税のほうについても影響が出てくるだろうというような不確定要素もあります。

ここで財政調整基金に今余裕があるからということで臨時財政対策債を借りないでおく。そうして借りないでおきますと、後でその分が前にあったはずだからということで起債を起こすことができません。財政運営上としてはそれほど余裕のある財政調整基金だとは思っておりませんので、この際、枠があるのであれば借りて備えておくのがいいだろうと。

それから合併振興基金につきましても、先ほど市長のほうからおっしゃっていただきましたように、この前も説明をさせていただいたところですが、本当にこれが返し終わったときにそれをどうしていいのだというところの総務省の見解がまだ出ておりません。出ておりませんが、これを返済しろということになるとは考えておりませんので、そういう意味で将来に対する備えだというふうに考えております。そんな考えで、臨時財政対策債につきましても借りさせていただきたいと思ひますし、合併振興基金についても満額起債を発行させていただいて醸成をさせていただきたいと、そんなふうに考えております。以上です。

○議 長 17 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 ありがとうございます。何でこんな質問をしたかと言うと、将来的な財政需要への対応という意味で、やはりこの 2 つの基金がトータルすれば 50 億円あるということは、非常に南魚沼市の一般会計については、親父の財布についてはとりあえずは大丈夫という、そういう認識を持って間違いないのかということで確認をさせてもらったわけです。

あわせてもう 1 点、毎年確認しているのですが、公債費が 40 億円くらいということになってくると思うのですが、そのうち、交付税負担等自主財源から出さなくてもいい部分、言い換えれば自主財源で負担しなければならない金額というのは、その 40 億円のうち何%、どれくらいを占めているかというのが、今概算でわかればお聞かせを願いたいとそのように思います。

○議 長 市長。

○市 長 これも財政課長に後で答弁させますが、今の 40 億円という部分が特例債に当たらないという部分もありますし、あるいは災害復旧債も起こしておりますし、それぞれですので率を今そういうふうに把握しているか否かちょっとわかりませんが、財政課長がわかる範囲で答弁を申し上げます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 申し訳ありませんが、きちんとした数字については今、手持ちの資料をちょっと調べられませんでしたのでお答えできませんけれども、前に多分同様な質問をどなたかからされているかと思ひます。そのときに全体の話ですけれども 6 割程度は交付税に参入されているのではないかと、このように記憶しております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、予算全般にわたる質疑を終わります。

○議 長 歳入に対する説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは歳入の市税についてご説明を申し上げます。予算書の16、17ページをお開きいただきたいと思えます。税収の積算に当たりましては、前年度の決算見込額を見極めながら可能な限り積み上げによって積算をさせていただきました。経済情勢が厳しくて先行き不透明な状況ではございますが、この予算計上をした額については極力確保してまいりたいという考え方で見込んだものでございます。

それでは税目別に要点をご説明申し上げます。最初に1項1目市民税の個人分についてでございますが、本年度予算額20億4,451万円ほどでございます。前年度比3.1%、6,223万円の増額となっております。1節の現年課税分でございますが、前年度比3.1%、6,062万円の増額、20億589万円を計上いたしました。説明欄のほうをご覧くださいと思えます。均等割額につきましては、納税者数、それから調定見込額とも前年同数でございますが、収納率を前年比0.4ポイント減の97.1%と見込んでおまして、前年度比36万円減の8,913万円といたしました。次に所得割でございますが、前年度比6,099万円増の19億1,676万円を計上いたしました。これにつきましては、平成24年度の年少扶養控除廃止、これによる実績を考慮して調定見込額を前年度比7,065万円増の19億7,400万円としまして、収納率を前年比0.4ポイント減の97.1%と見込み、計上いたしました。

次に2節の滞納繰越分でございますが、前年度比161万円増の3,861万円を計上いたしました。繰越額につきましては、前年度比1,442万円減の2億325万円ほどとなっております。収納率につきましては前年より2.0ポイント増の19.0%といたしました。

次に2目の法人分でございますが、本年度予算額、6億1,716万円ほどございまして、前年度比2.6%、1,537万円の増額となっております。そのうち1節現年課税分でございますが、前年度比2.6%、1,536万円増の6億1,536万円の予算でございます。均等割につきましては、前年度比6.4%、1,395万円増の2億3,209万円ほどを計上しております。収納率につきましては、前年度と同率98.0%を見込んでおります。法人税割では、前年度比0.4%、140万円増の3億8,326万円ほどを計上いたしました。収納率につきましては、前年と同じ98.0%と見込んでございます。法人税割額につきましては、各法人の決算を受けての申告納付ということで、なかなかその動向は見極めが難しいというふうなところでございます。

18、19ページをお願いしたいと思います。2節の滞納繰越分でございますが、繰越額が前年より370万円減の1,443万円ということで、収納率を前年比2.6ポイント増の12.5%で見込み、180万円ほどを計上いたしました。

2項1目の固定資産税でございますが、本年度予算額38億7,912万円ございまして、前年度比2.6%、1億532万円の減額予算でございます。1節現年課税分につきましては、前年度比0.8%、3,111万円減の37億7,072万円ほどの計上でございます。評価替え2年目ということで、全体ではほぼ前年並みとなっているところでございます。課税標準額が前年度比0.9%、26億

3,152万円減の2,826億2,102万円となりましたが、内訳としましては、土地が17億1,004万円の減、家屋が6,153万円の減、償却資産が8億5,995万円の減となっています。収納率につきましては、前年比0.1ポイント増の95.3%と見込んでいるところでございます。

次に2節でございますが、滞納繰越分につきましては、前年度比40.6%、7,421万円の減で1億839万円ほどを計上しております。繰越額につきましては、前年度より1,896万円減少し、12億3,176万円となっております。収納率につきましては、前年比8.5ポイント減の8.8%と見込みました。前年度に比べて収納額が大幅に減少したのは、前年度に大口の滞納整理を見込んだという予算になっておりましたので、このことによるものでございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金でございますが、国有資産等所在市町村交付金法第2条に基づき、国・県から交付されてくるものでございまして、前年比33万円減で2,175万円ほどの予算計上であります。

それから3項1目軽自動車税でございますが、本年度予算額が1億5,520万円ほどの計上でございまして、前年度比3.2%、481万円ほど増額しております。1節の現年課税分でございますが、前年度比3.6%、526万円増の1億5,298万円の計上でございます。台数は前年より減っているにもかかわらず、調定見込額が増えているということは、原付バイク等税率が低いものが減って、四輪自動車が増えているというふうなことによるものでございます。収納率につきましては、前年比0.1ポイント増の97.9%を見込んでおります。

次2節の滞納繰越分でございますが、繰越額が前年より103万円減の1,008万円、収納率を前年より2.0ポイント減の22.0%と見込み、221万円を計上しております。

20、21ページに移らせていただきます。4項1目市たばこ税でございますが、本年度4億5,465万円ほどの計上でございまして、前年度より13.5%、5,425万円の増額となっております。これにつきましては、昨年3月議会で議決をいただいたように、たばこ代金は変わりませんが、平成25年4月から県たばこ税の一部が市のたばこ税に移譲されたというふうなことによるものでございます。

それから5項1目入湯税でございますが、本年度予算額3,370万円ほどの計上で、前年度比5.6%、198万円の減額でございます。1節の現年課税分でございますが、前年度比161万円減の3,353万円を計上いたしました。人数を2万1,120人減の28万880人と見込んでおります。収納率は前年より2.5ポイント増の99.5%としております。

2節の滞納繰越分でございますが、繰越額が16万円、収納率を100%と見込みまして、入湯税については滞納繰越なしというふうなことで見込んでおります。

それから6項1目都市計画税についてでございますが、今年度予算額6,256万円ほどであります。前年度比3.1%、202万円の減となっております。1節の現年課税分でございますが、前年度比0.9%、56万円減の6,009万円ほどの予算でございます。課税標準額を見ますと、前年度比1.0%、6億5,804万円減の630億5,999万円を見込んでおります。内訳としましては、土地が11億3,185万円の減、家屋は4億7,381万円の増というふうになっております。収納率につきましては、前年比0.1ポイント増の95.3%を見込んでおります。

次に2節の滞納繰越分でございますが、前年度比37.2%、146万円減の246万円ほどを計上いたしました。繰越額が378万円減少しております。収納率につきましては、前年比2.4ポイント減の5.0%を見込んでございます。市税の説明は以上でございます。

○議長 副市長。

○副市長 それでは、2款地方譲与税からご説明を申し上げます。1項1目地方揮発油譲与税では、今ガソリンでは1リットル当たり53円80銭の税がかかっておりますけれども、その一部について地方揮発油譲与税法の規定に基づきまして、国において徴収額の42%相当が市町村に譲与となるものであります。前年度決算見込みから説明欄、9,680万円の計上でございます。

2項1目自動車重量譲与税であります。同譲与税法の規定により、徴収額の3分の1が道路台帳の延長及び面積で案分をされ譲与されるものでありまして、当該年度2億3,090万円の計上でございます。

3款利子割交付金、4款1項配当割交付金、5款1項株式等譲渡所得割交付金につきましては、概要で申し上げましたように、前年度決算見込みなどによる計上でございます。

24、25ページをお願いいたします。第6款地方消費税交付金でございますが、消費税の4%に賦課される地方分1%でありますけれども、都道府県間の調整を行ったあとに2分の1を人口及び従業者数等により案分して交付するものであります。実績見込みによる計上でございます。1,370万円減の5億9,820万円でございます。

7款自動車取得税交付金は950万円の増で8,170万円、8款1項1目地方特例交付金では国の制度変更によりまして、地方負担の増や減収が生じた分を特例的に交付するものであります。減収補填分の関係でございます。住宅ローン特別減税分のみ前年度と同額、2,040万円の計上でございます。

9款1項1目地方交付税は普通交付税で94億円、特別交付税で9億5,000万円、合計103億5,000万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金でございますが、1項1目農林水産業費分担金では林道整備として大崎水尾線の地元負担分45万円です。次の26、27ページにわたりますが、2目の土木費の部分はそれぞれ所要の分担金であります。2項の負担金では大部分が2項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金ですが、保育園入園費負担金、いわゆる保育料4億5,700万円余りです。説明欄その下、入園費負担金の滞納繰越分でございますが、2,655万円、193件ほどの滞納繰越見込みのうち、500万円の計上です。1つとびまして、放課後児童健全育成事業負担金の滞納繰越分でございますが、77万円ほど17件の滞納繰越見込みのうち10万円の計上でございます。

12款使用料及び手数料につきましては、それぞれ条例に基づくものでございますが、中ほど、斎場使用料で小動物炉使用料が230万円ほど指定管理による利用料の扱いとなったことによる皆減でございます。

次の28、29ページをお願いいたします。土木使用料でございますが、4節住宅使用料では市営、

市有住宅関係の計上でございますし、説明欄下の2行、住宅使用料関係の滞納繰越分でありませんが、住宅使用料34件、1,334万円ほどの滞納繰越見込みのうち308万円余り。住宅駐車場使用料では19件、90万円ほどの繰越見込みのうち12万円ほどの計上をしております。2項の手数料ではそれぞれ特定の方に係る役務の提供に対して徴収をするものでございますが、30、31ページをお願いいたします。全体で枠の下段に前年度より4,625万円余り減の3億2,841万円ほどの計上でございます。主にし尿汲取手数料、可燃、不燃ごみ処理手数料の減額によるものでございます。説明欄中ほど上のし尿処理手数料の滞納繰越分ではありますが、滞納繰越見込みが35件、62万円ほどの収納見込みの計上でございます。

13款国庫支出金でございますけれども、それぞれ歳出の事業に対応する項目でございますが、1項の民生費国庫負担金では1節の社会福祉費、32ページ、33ページをご覧いただきたいと思っております。説明欄一番上、障がい者自立支援給付費で3,971万円ほどの増の4億4,563万円余り。2節の児童福祉費では大きなものが説明欄の子ども手当の国庫負担金が7,120万円減で7億1,880万円であります。ここでは教育費で特別支援学校新增築事業負担金、7,269万円と災害復旧費の分、3億円が皆減であります。

2項の国庫補助金ですが、ここもそれぞれ歳出の事業の補助金計上ではありますが、大きくは中ほど道路橋りょうの部分の前倒しの関係で1億4,000万円ほど、4目教育費の国庫補助金で蕨神小大規模改造が3,036万円ほど、特別支援学校関係5,911万円余りが皆減となっているものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。3項委託金では総務、民生、土木費の事務委託のほか、それぞれの委託金ではありますが、実績見込みからの計上でございます。

14款県支出金1項県負担金では、説明欄中ほど5行目、障がい者自立支援給付費で1,985万円余り、2節の児童手当の部分で2,630万円ほどの増を主因として5,029万円余りの増で、次のページの36、37になります。総額で6億7,183万円ほどの計上でありまして、それぞれ説明欄記載の内容でございます。

2項県補助金ではありますが、大きなものは1目総務費県補助金では説明欄下から2行目、县市町村合併特別県交付金で、5,000万円減の1億円、2目民生費県補助金、1節の中で下から2行目、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が740万円の皆増、2節児童福祉費は説明欄上から2行目、特別保育の延長保育促進で323万円余り、その下の病児・病後児保育で585万円余り、県単、未満児保育で1,038万円ほど、2つとんで放課後児童健全育成の部分で689万円ほど、それぞれの増額であります。3目衛生費では妊婦健康診査で1,279万円余り、HPVワクチン接種の部分で2,891万円の減で4,000万円ほどの減になっております。

38、39ページをお願いいたします。4目の労働費では、緊急地域雇用創出特別基金事業の5,602万円ほどの減によりまして、2,900万円ほどでございます。5目農林水産業費は前年度に比べ、5億7,731万円余りの減であります。事業の増減はありますけれども、3節の農林災害県補助金の部分では6億7,818万円余りの減が主因であります。

40ページ、41ページをお願いいたします。3項委託金は前年度に比し、増減はありますが大

きなところは、1目総務費委託金で4節の中ほど、統計調査費で住宅土地統計調査交付金分390万円でございます。あとはそれぞれ委託金の計上でございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。中ほど、4項1目商工費県貸付金は地方産業育成資金の利用減により、1,500万円減の6,000万円の計上でございます。

15款1項財産運用収入、1目1節の土地貸付の部分では職業安定所の用地、コパルさんほかで1,690万円ほど、2節の建物の部分、ヤマト運輸さんほかで2,225万円ほど。3節の施設貸付料として光ファイバーの貸付料2,100万円ほどの計上でございます。この目では説明欄2行目、土地貸付料の滞納の部分であります。滞納見込額25万円ほどのうち6万円の計上でございます。

2目利子及び配当金では利子の計上であります。それから最下段、その他財産運用収入ではJ-VER、CO2のオフセットによる売却収入で、プリンス様初め3社分の計上50万円でございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。2項財産売却収入では法定外公共物売却などに係る収入の計上150万円でございます。

16款は割愛をいたしまして、17款繰入金では1項に特別会計の部分、2項では基金からの事業費に当てるためのそれぞれ繰入金の計上であります。

46、47ページをお願いいたします。上段の17款は同様で皆減の部分でございます。18款繰越金は前年度純繰越金を1億5,000万円計上しております。19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料では、市税の延滞金等を1,000万円、3項貸付金元利収入ではそれぞれ資金の元利収入の計上でございます。この項でも説明欄2段目、滞納繰越分の計上がありますが、2目の高齢者住宅整備資金貸付金では、滞納繰越見込み2件、150万円のうち44万円ほどを、それから48ページ、49ページでございます4目から6目まで、それぞれ元利収入と皆減の部分でございます。

4項受託事業収入ではそれぞれ見込みによる計上でございますが、ここでは3目衛生費受託事業収入として新市立病院整備事業受託収入として8億7,500万円、病院事業会計からの受け入れ、7目広域行政受託事業収入として、最下段、前年度比1,835万円ほどの減額計上ですが、湯沢さんの負担の部分で下から2行目、不燃ごみの部分で1,000万円ほど、次の50、51ページをお願いいたします。2行目の消防業務の部分で、1,021万円ほどが主な減少要因でございます。

5項雑入であります。8ページにわたって記載をされております。1目の滞納処分費、2目の原付ナンバー亡失弁償金、3目では雑入が総務、民生、衛生、労働、農林水産業、商工、土木、消防、教育と区分し、それぞれ見込額を計上しております。

52、53ページをちょっとお願いいたします。このページ中段に生保63条返還金の滞納繰越があります。窮迫の場合等で資力があるにもかかわらず、保護を受けたときの返還金ですが、11件、602万円余りのうち29万円ほどの計上でございます。1つとんで生保78条、費用の徴収ですが、これは不実の申請、その他不正の手段により保護を受けたときの徴収規

定でございますが、11件、211万円ありまして、予算では7万円の計上でございます。

56、57ページをお願いいたします。9節教育の雑入の説明欄、上から4行目、給食費実費徴収金の滞納繰越分40万円であります。滞納繰越見込額は112万円ほどあります。また、給食費実費負担金では、食数の減から1,196万円ほどの減額ということになっております。雑入では総額で4億3,627万円でございます。前年度に比べ、2,470万円ほどの減額となっております。

20款市債であります。1目の充当率95%のまちづくり建設事業債、合併特例債関係では24億9,320万円、2目の総務費として臨時財政対策債が15億6,280万円、3目の農林水産業債、6,500万円及び4目土木債90万円、5目の災害復旧費として120万円でありまして、大きくは新潟福島豪雨災害復旧債が約4億円減でありまして、合計41億2,310万円を計上させていただいております。

275ページに起債に係る調書が掲載をされてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。以上、雑駁で恐縮でございますが、これで歳入の説明を終わります。

○議長 長 歳入に対する質疑を行います。質疑の際は予算書のページ数を言ってから発言をお願いいたします。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、何点かお聞きします。31ページですけれども、し尿汲取手数料の件ですが、これは下水道の進捗とともに減るのは当然です。この部分をここで聞くのが妥当なのかどうかはわかりませんが、将来的なことを考えて平成30年か何かをめぐりに改善の方向を考えていると思うのですが、その進捗をちょっとどの程度どうなっているのか参考までにお聞きをしたいと思います。

それでちょっと細くなるのですけれども、37ページですが中段あたりに県単未満児保育事業補助金が2,000万円くらい増えましたというその説明があったのですけれども、大変な増え幅の増ですが、制度的にちょっと何かが変わったのかというところを教えてください。

そのページの一番下の地域医療再生基金事業補助金100万円がありますけれども、これは説明あったかもしれませんが、以前は講演会といいますか、皆さんに周知させるための事業に使ったのですけれども、最近はその話も余り聞かないような気がします。平成25年度のこの事業の予定は何なのかというところを聞かせていただきたいというふうに思います。

細かくてすみません。あと1点だけ、57ページの大和給食センターの給食費の徴収金の減ですけれども、食数の減ということで説明があったのですが、1,000万円と大変大きいので単純に食数の減だけなのかという確認ですけれども、その4点をお願いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 し尿の汲み取りの関係でございますが、議員言われるように下水道の普及に伴いまして、どんどん量が減っているということと、現在の市の施設が老朽化しているということを受けて、次の施設をどうするかということを検討してまいったのですが、単独でつくる必要はもうないということで、今、五日町にある六日町浄化センターのほうに直接投入を受け入れる施設をつくらうということで、準備を進めているところでございます。これにつきましては、湯沢町と魚沼市もあわせてそこに参加するというので、それぞれ関係の団体とも協

議をしながら進めております。平成24年度に基本設計予算を盛らせてもらったのですが、地元とのいろいろな協議の中でようやく発注できたような形ですので、繰越をさせていただいて、実質的には平成25年度にやらせていただくということと、25年度の予算では環境影響の調査とか、都市計画の変更に伴う図書の作成とかというふうなことで委託料をみているところでございます。

あと、議員言われましたけれども、平成30年度の供用を目指して順次準備していきたいということでございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 県単未満児の補助金ですが、特に制度的に変わったということではないのですが、未満児がやはり増えているということで、決算見込み等を考慮した中で増額としています。それから地域医療再生基金の関係ですが、平成25年度についても、市民の医療講座とか健康推進員の研修会等に当てていく予定でございます。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 57ページの大和給食センターの実費徴収金の減でございます。総合支援学校ができました。平成25年度から小出特別支援学校から市立の総合支援学校に先生と児童・生徒を含めて約100名ほど、南魚沼市立の総合支援学校に今度通うこととなりますので、その部分の給食につきましては、塩沢給食センターのほうから配食をすることとなりますので、その部分と小中学校の若干の児童・生徒の人数の減ということでございます。よろしくお願ひします。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、1点だけ今の中のし尿の関係ですが、担当委員会でもそのような調査も以前やったのですが、六日町浄化センターのほうへ一緒にして持っていくという構想なのです。平成30年をめどということですが、もともとというか県の浄化センターのほうに持っていくというところの、もう県との話はついているわけですね。そこだけ確認したい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 県との協議を進めながら、いろいろ課題を今整理しているところです。

○議 長 16番・関昭夫君。

○関 昭夫君 まず17ページ、市民税の関係で、収納率を0.4%下げているというかダウンになっています。いろいろな収納対策をやっている中で見込みを下げざるを得ない部分の理由をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

それから21ページ、入湯税ですが、これは確か条例上目的税だったと思うのですが、使途はどのようになっているのか、どこにどの程度3,350万円がいつているのかその辺をちょっとお知らせいただきたいと思ひます。当市は120円ですが、全国的には150円というところもかなり多いという話を聞いています。私もホテル等でちょっと聞いたことがありますけれども、150円であれば150円でいいんだよというような意見もあるみたいですが、その辺をどのようにお考

えかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから 39 ページの県の補助金で労働費県補助金、緊急地域雇用創出特別基金の県補助金ですが、5,600 万円ほど減額になっておりまして、今までこの緊急雇用を使って、いろいろな事業で人を使っていた部分もあるのですけれども、この辺で事業への影響をどういうふうにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、43 ページの財産運用収入の利子及び配当金ですが、昨年の予算書ですと棚村基金の利子とか文化スポーツ基金の利子というのは計上されていなかったのです。恐らくその基金の中で利子を足して、基金が増えてきたのかどうか。私はちょっと確認が取れないのでわかりませんが、今回ここに上げたということは、一般財源として利用しようという意味でここへの計上になっているということですのでよろしいのかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 入湯税の 120 円、150 円という件ですけれども、150 円にという声もあることは事実であります。これについては当面の間、150 円ということにはしないという方針だけは決定しておりますのでよろしく願いいたします。あとはそれぞれ担当部課長に答弁させます。

○議 長 副市長。

○副 市 長 入湯税はもちろん税法上、目的税でありまして、7 款観光費のほうの財源充当になっております。

それから、基金の関係の利子でございますが、従前、去年の予算では当初予算に計上してなくて決算では入れておったのですが、明確にするためにここに入れたということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 まず市民税の収納率を 0.4% 下げなければならなかった理由ということですが、今年度から年少扶養控除が廃止になりました。それで農業の戸別所得補償等をいろいろやっけていまして、約 1 億 6,000 万円ほど調定が増えました。それでやはり収納率はなかなか厳しいということで、前年より 0.4% 下げさせていただいたということでございます。

あと入湯税につきましては、うちのほうは 120 円の税率を使っておるわけですが、標準税率は 150 円、県内で 21 市町村が 150 円を使っております。100 円が 5 市町村、50 円が 1 市、そして 120 円が当市のみということでございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 こちらについては、特例基金の枠がなくなったということで、県からの配分がなくなりました。昨年、平成 24 年度は 12 事業やったのが今年は 5 事業しかできないというようなことです。ちょうど政権交代の関係もありまして、また新規の事業もお願いするようになる形になりますけれども、現段階とすれば雇用の人数が残念ながら減ってしまうということでございます。以上です。

○議 長 16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 入湯税のほうは市長が当面 120 円でいくということですので、標準よりも安

い、また、当市だけだということだそうです。一般質問でもちょっと触れましたけれども、観光費のほうに充当していくという話ですが、温泉等の井戸の老朽化も進んでいるとかそういう話もありますし、またこの中心市街地にとっても温泉旅館は非常に大切な施設だと思っています。どういう形で支援できるかという部分もあるのでしょうかけれども、150円が標準だとすれば、その辺もまた再度検討していただいて、それが観光あるいはそういう温泉事業等に波及していくこともご検討いただければと思います。

それから、市税の収納率の関係ですが、年少扶養控除がなくなったので、納税の部分で厳しいのかなということでこうしたというふうな答弁だったというふうに思います。所得が増えた分は払える元があるわけですがけれども、ただ、一生懸命収納率向上部分でいろいろな工夫をしている中で下げなければいけないという部分では、ちょっと残念だなという気がしています。市長も新聞等でご覧になっているし、もう情報は当然つかんでいると思いますが、新潟市が市債権をまとめて云々というのが大分成果が上がっているとかという報道もあります。滞納関係は比較的収納率をアップさせてみていますので、いろいろな工夫が効果を上げているのだろうと思いますけれども、その辺のことも含めて新潟市の取り組み等をどんなふうに評価しているか、市長からお聞かせをいただければと思います。再質問は以上2点でお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 入湯税の件でありますけれども、ちょっと何ていいますか、150円に上げてその分を温泉水の井戸の掘削のほうに回せないかというような話もありましたが、それは全く本末転倒でありまして、入湯税はそのために——資源開発の皆さん方は温泉を配ってお金をいただいているわけでありまして、これは全く該当しないということを申し上げながら、150円にはしませんということを言っておきました。ただ、井戸が古くなったということではないようでありまして。温泉が、やはり湧出量が少ないのかどうかは別にして、ちょっと足りないときがある。では、個人に配っている部分がありますから。個人に配っている部分をどんどんと広げながら、いわゆる湯が足りないから市も補助でもして一緒に掘ってくれなどということは、それはできませんということを申し上げておりまして、今は特に市のほうにその話はまた来ておりません。

それから、この徴収機構といいますか新潟市のことは、今おっしゃったように私も新聞で見まして、相当効果が上がっていると。我々も県と一緒に機構、徴収機構だったかその中では、相当の成果が上がっておりますが、今おっしゃったように滞納のほうがとにかくそのことでありますので、滞納部分の徴収率アップは確か率は相当上がっている。新潟市のも滞納の徴収率がこのくらい上がりましてということを書いてあったわけですので——それは今わかるか。

（「はい」と叫ぶ者あり）では、その率の上昇分をちょっと申し上げますので、それだけ効果があったということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 税務課長。

○税務課長 特別徴収機構も今年で4年、来年度で5年目に入るわけですが、うちの地域は実はこの1月末で収納額で全県トップになりました。今、新潟市も相当上げている、新発田地

域も上げていますが、魚沼地域が額的にはトップということで、それが本体のほうにも、税務課のほうにも非常に影響してきまして、今現在、現年分もそうですが、相当数徴収実績が上がっているということです。先ほどの0.4%も最低限の見込みだったと。最低限の数字ですので、本当はもう少し上げたかったということなのですが、予算を過大に見積もるわけにはいきませんので、そういうふうに理解していただきたいと思います。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2点について質問したいと思います。去年も質問しているのですが、19ページの軽自動車の滞納についてです。去年は24%の収納率を上げていて今回は22%ですよ。去年は700人くらい滞納者がいたというふうに答弁ではしていると思うのですが、軽自動車とかいろいろそういう場合、滞納していると車検がやはり取れないわけです。ある方の話を聞けば、そういう車に乗っている人もいるということも聞いていますし、これがもし人に当たったときに、もう間違いなく当てられたほうからすれば最悪なわけです。そういうこともあるので、ナンバー等の確認というのは、警察のほうとも連携をして軽の自動車税の滞納には当たっていただきたいと思います。

そんな車が走っていて、本当に当てられた人がいた場合、これは悲惨なことになりますので、そういったことを実態をしっかりといただきたい。それと24%上げていたのが、22%なので、もっと気合を入れていただきたいなと思います。

今回、入湯税はやはり100%を取っているわけです。去年は265万2,000円滞納があつて、20%の収納率と書いてあるのですが、今回は100%の収納率を出していただいて、気合が入っているなと思います。でも、これは入湯税に限っては、もしこれを滞納していた場合、その人たちはこれは詐欺という――入る人からは取って、払わないということはいかなるものかと思しますので、100%上げたということはすばらしいと思います。

ぜひ、軽自動車にいたっても、それくらいしていただきたいのと、ほかの滞納にいたっても、滞納はしていても携帯電話を持っている方は多いと思うのです。（「それは生活必需品だから。」と叫ぶ者あり）はい、生活必需品なのですよね。でも、この携帯電話ってちょっと払わないだけでも、すぐ通話ができなくなります。何が言いたいかという、やはりそういった初期段階での処置が大切ではないかと。どんどんたまっていけば絶対に払えなくなるので、もうわかり次第どんどん取っていくような形のほうが滞納される方もいいと思います。いいというか、たまってからやられるよりは軽い段階でやっていったほうが、やはりその辺のことを考えてやっていただきたいと思います。ご答弁があればよろしくお願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 まず、軽自動車税です。軽自は現年分が非常に収納率がよくなっております。翌年に繰り越す額が減っております。それで今までは現年に余力を入れていない収納体制で、滞納繰越に力を入れた収納体制ということでやっておったのですが、2年ほど前から現年にも力を入れようと。現年は最終的には差し押さえ予告まで現年未納者に出すというくらいに今やっております。したがって、繰越額が減ったので、なかなか滞納繰越分の収納率を予算では上

げる見込みができないということで、これが精一杯の数字ということになります。

あと、車検のない車がそこら中を走っているということではなくて、過去に軽自動車税を滞納しているという数字がこの数字になっており、今現在ということではありませんのでよろしくをお願いします。

○議 長 5 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 そういう車が走っていたら困るわけですので、そこをしっかりと警察とも連携してやってくださいということです。お願いします。

○議 長 19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 43 ページです。43 ページの合併振興基金利子 796 万円ですが、これは去年は 1,300 万円だったのですけれども、何で基金の額が増えたのにこの金額なのか。何でなんだろうなど単刀直入に疑問に思ったのでお願いします。

あとそれと、僕も入湯税についてちょっと言いたいなと思ったのですが、僕は逆に、入湯税の滞納が 100%徴収ですよ、この金額を。でも、今年の平成 25 年度 99.5%なわけですよ。21 ページで収納率が 99.5%なのですよ。0.5%あるわけですよ。ということは、これで 100%ということは、このほかに繰越額が 16 万 3,000 円ということです。僕がちょっと勘違いしていたらあれなのですから、今までの過去の滞納が 16 万 3,000 円だったということなのですか。では、平成 24 年度で取ってくればいいのになとも思うのです。何で平成 25 年度なのだろうというそういう疑問もあるのですが……（「取れなかったから仕方ない」と叫ぶ者あり）それを、ここで 100%取ってくるよというのを、逆に 100%になるというのはそれなりの見込みがあってやっているのか、どうなのだろうなとちょっと私はそのところがわからないので、そのところを考えて説明してほしい。

あとは確定申告を今やっているわけですから、確定申告で今混んでいるわけですよ。混んでいたり、新しくまた市民会館でやっているけれど、その中で何か来年はこうしたいなとかそういうのがありましたらぜひお聞かせいただきたい。

それと、一部の方から確定申告時に市民バスをぜひ回してくれという意見があったみたいなのです。確定申告のときだけでいいので、それこそ市民会館のほうにバスが来るといいなという話があったので、そういう点も考えていただけるとありがたいなという思いがあるのですがどうでしょうか。

○議 長 副市長。

○副 市 長 今、43 ページの合併振興基金の利子でございますけれども、これは予算でございます。運用利息が不安定な部分がありますので、当初の予算としては 796 万円を計上させていただいたということでございます。以上でございます。

○議 長 税務課長。

○税務課長 では、まず入湯税の件ですが、繰越額というのはこの平成 24 年度の繰越額で、平成 24 年度は 100%に当然なっていませんので、この額を平成 25 年度には 100%取ると。

さらに、現年の 99.5%、これももう私たちは 100%に限りなく近く頑張ろうということでお

ります。はい、多分決算では100%という数字が出る可能性があります。

それと確定申告ですが、皆さんご承知のとおり3会場で行っていたのを、今年1会場としたことで3会場の人数はほぼ同じですね、あと今日、明日で終わろうとしております。これといった大きなトラブルもなく、私たちの耳には、「まあ、スムーズに終わってよかった」という声が入っておりますし、真冬に庁舎の回りをぐるぐる駐車スペースを探しているようなこともなくて非常によかったと。これについてはアンケートをとっておりますので、また集約したご報告したいというふうに思っております。

あと、市民バスの件はちょっと私には答えられません。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 市民バスの件については答えられないというのであればあれですけども、今までだったらこことか役場の近くだったわけです。塩沢だったら電車で行けるし、ここだって電車で行ける。あそこも近いと言えば近いですけども、やはり年寄りの塩沢の人たちは、六日町まで来てまたそこから歩いて行くとか、また、市民バスは向こうのほうだと途中でとまってしまうわけで17号まで来ない。ぜひ、そういう点があればなというふうな話だったのでお願いします。

また、振興基金のところですけども、利息は、運用しているからというのはわかるわけですけども、想定では何%でやっているかというのをちょっと教えていただきたい。この金額になったのか、言っていただければありがたいのですが、お願いします。

○議 長 副市長。

○副市長 振興基金のほう、この間もそうなのですが、長期の国債を満期まででなくて、会計管理者とのお話で、今一番いいのでここで売却をして新しいものをというときになると、結局そこでその利子が発生するわけです。やはりあくまで予算としてあげさせておいていただくと。例えば長期で1.何%とかあるわけですから、それが今ここで売ったら、いわゆる収入がこれだけあるよということを会計管理者からお話しいただいて、では今それをしましょう、ではこちらに乗り換えましょうというのがあるわけです。定期預金をずっと積んでおくのとちょっと違いますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それからバスにつきましては、市民バスに乗ってこられる方で税金を申告される方がどの程度おられるのか、その辺がちょっとわかりかねます。検討すると言うと怒られますので、ちょっと実態とその辺を考えさせてもらうということにさせていただきたいと思います。以上です。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

[午後3時01分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後3時18分]

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3点ほどお伺いをしますけれども、まず市税に関してですが、19ページの固定資産税の滞納繰越の部分です。3月補正でも例のところから入ってこなかったようでありま

した。今回も入らないのかというところをちょっとお聞きします。

それから 51 ページですが、交通災害共済事務費交付金でありますけれども、各行政区のほうにお願いをして、1 件当たりはがきということで出しております。この交付金自体は行政区でまとめて金融機関に入れないと交付金が来ないのか、あるいはこの災害共済に入る方が個々に、個人個人がそのはがきを持って行って納めてくれば、交付金自体は市に入ってくるのかというところをちょっとお伺いします。

もう 1 つは 53 ページの職員用駐車場利用料金 340 万円でありますけれども、街づくり会社の例の部分を借りてその分の協力金ということです。駐車場の協力金自体これはもう相当減らすか、あるいはなしにしてもいいのではないかなと思うのですけれども、そこはどうなったのか。この 3 点をちょっと。

○議 長 副市長。

○副市長 2 点目の交通災害共済の交付金でございますが、これにつきましては均等割と会員の数割できます。歳入の側ですので、区長さんのほうからルートが通ったとか、個々だとかということではなくて、私どもと総合事務組合の中の間ということです。

それから、53 ページの駐車場、ララの分ですが、今日見ていただければわかりますが、ほとんどまだ車をとめるスペースもないというようなことで、市民会館ですとか、それからララの上を使わせてもらっています。現段階ではもう少しこのままいきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 固定資産税の滞納繰越分でございますが、平成 24 年度の決算見込みで前年より 1 億円程度余計になっておりますので、決算のときによく説明させていただきたいと思いますが、今の段階でどなたがどうしたというのはちょっとお答えできません。よろしくお聞きします。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ラ・ラの建物自体は一応買ったということですね。屋上にも駐車場が若干あるのですけれども、本来、あそこではないところを借りてやっているわけですが、その部分もあるわけですから全額というのはちょっとどうかなというふうに思うのです。そこら辺はどういうふうな判断をされたのかそこをお聞きします。

○議 長 副市長。

○副市長 これは今のほうは歳入側でありますから、ここにとめるというのを前提で、あるいは各庁舎にとめたり、保育所にとめたりするのを前提で歳入を 600 人分くらいでしょうか、計上をして歳入になっているということです。

歳出につきましては先ほど申し上げましたが、今まだまだとても駐車場が混んでいるということですし、それからあそこを買ったのが 38% の所有権でございますので、確か 60 台分だと思います。先ほど申し上げましたように、もうしばらく続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 22 番・中沢俊一。2 点だけお願いいたします。何度か質疑がありましたが、私も 21 ページの入湯税の件です。どういう使われ方をしているかという質疑がありました。本来これはお客さんから預かっているお金でして、また来るときにこの温泉場がどういうふうにまたよくなっているかな、それが目的でこうしていただいているわけであります。これがよく勉強会では出る話ですが、きらびやかなパンフレットに変わっていたりということでは本来の使われ方ではないと思っています。この辺の使われ方の現状や認識について一言お伺いいたします。

あともう 1 点、43 ページになりますが、どこに入るのでしょうか、私はわかりませんけれども、強いて言えば財産建物施設貸付収入になるのでしょうか。上の原のバレーボールのあの施設であります。多分平成 25 年くらいからは約束どおり入ってくるというような答弁があったような気がしていますが、どういうことの金額がどういう約束だったか、もう 1 回確認の意味で答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 入湯税につきましては、必ずしも温泉旅館の整備に当てるなどということではないのです。いわゆる観光全般ということでもありますから、色がついておりませんのでその 3,000 万円強が商工観光費の 4 億数千万円の中に入っているということです。特に今、例えばこの旅館のことについてとかとそういうふうに使われて——要はお客さんをいっぱい呼び込むと、そのことに使われているというふうにご理解をいただきたいと思います。ただ、観光関係のほうで、この部門がこうだからここをという部分がまた出てきますれば、それこそさっき言ったように色がついている金ではありませんけれども、その部分としてということをきちんと明示することもあり得ます。今は観光全般的な部分について使わせていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから F I V B であります。私も確認をしましたら、状況が始まったときは J A L、日本航空と、それから何だったかも一つスポーツ会社のかい、アディダスだったかな、これらからのいわゆる収入が相当見込めていたのですけれども、ああいう形でだめになっておりますので、これが今非常に厳しいと。

そして N P O 法人にして、何かの関係で国か何かのほうから支援金みたいなものもその N P O 法人には出ていますけれども、まだいわゆる歳入歳出的な部分でとても改善されたというところに至っておりません。これは期限はなるべくということで実は切っていないのです。あれは年額どのくらいだったか。10 年くらいでとにかくは投資したお金を回収して、あの皆さん方もそれについては何ていいますか、それによって——だから年割しますと年間 200 万円か 300 万円前後だったと思うのですけれどもそういうことにしていますが、まだそこまでどうも業績が至っていないということです。また改めて代表者のほうにも通知を差し上げて、今後のきちんとした方向を話し合おうということで今、進めているところであります。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 入湯税のほうですが、まさにそういうことであります。ただ、非常に立派なパンフレットができた。これを見て来た人ががっかりするようであるとこれは逆効果であるという、そういうような勉強会に私も出たことがあります。本来ならば今言ったように、お客さんが来て、120 円、150 円を払っていった。また来たらその辺の観光地の何ていいですかね、景観であろうが雰囲気であろうがよくなってきたと、そういうことが目的でいただいているのだから、使い道についてはまたひとつお願いしたいと、こういうことであります。

バレーボールについてはわかりました。わかりましたが、市も大きいお金を使っているわけですから、その辺のことはよく確認をした上で……。以上であります。

○議 長 17 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 言っていることが合っているかどうかちょっとあれですけども、53 ページ、緊急通報体制の整備実費徴収金ということで私が捉えているのは、いわゆる高齢者の家庭で、例えば身体の具合が急に悪くなった、あるいは何かあったというときには緊急にボタンを押すと電話機を通じて何らかの対応ができるというようなシステムかなと、そう思って今質問するわけです。91 万 2,000 円というのが入っていますけれども 2 つお伺いします。今、どのくらいのご家庭がこれを利用しているのか。高齢者世帯ですから、今後増えていくというのが予想されるわけで、非常に大事な事業かなというふうに捉えております。考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、インターネットで差し押さえ品等の販売をやっていると思うのですが、これについて雑入のどこにあるのか。説明にもなかったようですので、実績としてどういう結果だったのか。また、今後の展開等についてお考えをお伺いしたいと思います。2 点をお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 緊急通報体制のほうですが、今現在、月平均利用者数が 190 世帯くらいです。自己負担のほうは 1 か月 400 円をいただいています。

○議 長 税務課長。

○税務課長 インターネット公売の件だと思いますが、昨年初めて市になって実施しました。それは全て税に充当ということで予算のほうには上がってきません。お願いいたします。

○議 長 副市長。

○副市長 今ほどのものは税のほうでございまして、そのほかに不用になったカメラとかがあったわけですが、それについては総務雑入のその他雑入の中でということで見ております。以上です。

○議 長 17 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 最初の緊急通報の件ですけども、190 世帯ということですが数字だけお聞きしましたけれども、増加傾向にあるのか。あるいは考え方としてこれについては今後拡大していくのであろうということで考えておられるのか、そのところをお聞きしたいと思います。

インターネット公売については、何件でどのくらいの収入があったのか、お聞かせ願えれば

ありがたいと思いますけれども。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 基本的には若干減っております。というのは、施設に入所したりそういった人たちの、前はちょっと放っておかれた部分があったのですけれども、もったいないからということで契約をやめるように、そういうアドバイスをした関係で減っております。ただ、今後もこれについては周知広報に努めて、必要な方についてはどんどん利用していただきたいというふうに思っております。

○議 長 副市長。

○副市長 先ほどお話したのは平成24年度予算になりますが、デジタルでなくて何て言うのでしょうか——3台で1万6,000円だったそうです。以上でございます。

○議 長 税務課長。

○税務課長 ネット公売の実績ですが、平成23年度が3件、6万5,800円、平成24年度、今年度ですが、2件で27万3,250円ということであります。

○議 長 13番・関 常幸君。

○関 常幸君 1点だけお願いいたしますけれども、45ページですが、ふるさと納税寄附金が芽出しの1,000円になっています。私はこれを見るとほとんど検討されていなかったな、非常に残念だなという思いがあるのです。私どもは昨年、政務調査に行ってきた、いかに収入をどのようにして得るかという中で、目的を持って行ってきました。私どもの黒滝議員が一般質問で取り上げたときに、市長は余り積極的でないような答弁をされておりました。かといって、そうだから検討されていなかったのかなと思ったのですが、私どもが行ってきた中では非常にいい成果が出てきているし、そのことによってその市に交流人口も増えているのですよね。だからマイナスの部分がないわけです。これはこれとして、次年度に向けてそういうものは積極的に検討して、収入が増えるような形がぜひ欲しかったなと思ったのです。

市長も常々、いろいろなところで挑戦をしてもらいたいというようなことも言っているわけですので、ぜひ、私どもの政務調査もそういう中で生かしてもらえればなと思っています。この数字を見た中ではほとんど検討されていないなというようなのがあったのですが、ちょっとこのところについて市長のお考え——市長のほうで、例えば新しい事業ですので企画政策課と商工観光課のほうで、私どもも一緒になって勉強して研究もできるわけです。考え方をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 私はこのふるさと納税そのものを否定してということではなくて、前にも申し上げたように景品をつけて、納税していただければこういうものを差し上げますとか、それはやはり趣旨が違うということを申し上げてまいりました。周知のために、お願いのためにということで、今私どもが自主的に行っておりますのは、3首都圏の会議ですね。東京大和会、首都圏六日町会、東京塩沢会こういうところにはチラシ的なことをやっていたかな。それらも含めたり、制度が始まったころから一、二年は私も直接ご挨拶の中で触れさせていただいてお

りますが、なかなか。ただ、平成24年度で3件か4件出てきたか、徐々に浸透しているという部分があります。ただ、前回の予算もそうですけれども、ここにどれだけの予算を見込めるかといいますと、結果としてこうあったということ以外どうもなかなか見込めないものですから、芽出しという状況であります。決してやめたほうがいいとかということを行っているわけではありませんけれども、さっき触れました景品を出してこれを募るということは、やはり私はどうもなかなか、そういう政策を推進するには否定的な考え方だということだけはご理解いただきたいと思います。

○議 長 13番・関 常幸君。

○関 常幸君 ちょっと今、景品というところを前面に出さなくても確かやっていたなというような感じもするのです。当然、物産的なもののやり取りもこの中にもありますが、何よりもこのふるさと納税の中で、南魚沼市を好きになってもらえるようなのがこの中でも仕組みされていたわけなのです。そういう意味で結果として、納税という中でできていますので、ぜひこれは研究を——今市長が言っているように、景品で来てもらうというふうなのが前面に出るようであれば、やはりそれはまずいなと思う。視察、政務調査をしてきた中では、そうでないような手法も取れるのではないか。そんなことで次年度に向けて、やはりこれは収入を増やすという視点から、ぜひ十分検討、研究をしてもらえればというふうに思っています。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 ご提言のとおり、きちんと研究しながら、どういう方法を使えば、一番これが周知して、そして皆さんからご協力いただけるか、これらも含めてまた検討させていただきます。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 1点だけお聞きしますが、滞納の中で、現年度でも滞納の方に対して督促を出したというやり取りがあったと思ったのですが、現年度の場合はどういう形でどういうところまでするのかをお聞かせください。

○議 長 税務課長。

○税務課長 まず、納期までに納めない方には督促状を出します。督促状の納期までに納めない方には、収納嘱託員という方がおられまして電話なり訪問なりと、それでも納められない場合は1回目の催告書を出します。そしてそれでも納められない方には2回目、そして多分3回目には、これ以上納めないと預金調査に入りますよというような通知を、年内にそこまでやります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

○議 長 歳出の審議に入ります。各款ごとに審議を行いますので、審議に直接関係しない部長等は本会議に出席しないで、平常業務に就いていただいて結構であります。

質疑の際は、予算書のページ数を言ってから発言をお願いいたします。

第1款議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長　それでは、議会費について説明させていただきます。

予算書 58 ページ、59 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目議会費でございます。本年度予算額 1 億 8,307 万 1,000 円は対前年度比、額で約 533 万 8,000 円、率で 2.8%の減となっております。減額の要因について、議会費を総体的に見ますと、旅費の減と議員改選に伴う支出及び議長会総会の当市開催等に伴う臨時的支出増がプラスマイナスゼロとなり、これに議員共済会給付費負担金の減、約 533 万円の減額が要因となっております。

59 ページの説明欄をご覧ください。1 つ目の丸、議会一般経費につきましては、議会運営に係る一般経費でございますが、対前年比 22 万円の減となっております。費用弁償、参考人等旅費、視察受入時のお茶代等の食糧費、修繕料、会議録委託料、タクシー等借上料は前年度と同額計上でございます。職員及び議員旅費につきましては、委員会管外経費の関係から、合計で対前年比 76 万 9,000 円の減でございます。議長交際費は、対前年度比 5 万円の減となっておりますが、議長会総会等において、参加人数により徴収される参加者負担金を従来交際費支出から 19 節の負担金に移行計上した関係で 5 万円の減としております。

消耗品及び印刷製本費の需用費は、対前年度比 55 万 5,000 円の増であります。議会改選に伴う消耗品と議会だよりの臨時号発行費用を計上したことによります。

2 つ目の丸、議員報酬等につきましては、初日の諸般の報告で議員共済会代議員会報告にありますように、政令により決定された負担率に基づき計上した結果、議員共済会負担金が 533 万 5,000 円の減となったものであります。ちなみに、負担率は前年度 100 分の 57.6 から 51.9 となり、5.7 ポイントの減少となっております。その他の議員報酬及び議員期末手当、共済会事務費負担金は前年度と同額計上であります。

3 つ目の丸、議会補助・負担金事業につきましては、各種協議会等への支出であります。基本となる年額等につきましては前年度と同額であります。先ほど触れましたように、平成 25 年度に新潟県市議会議長会総会及び中越市議会議長会総会が当市で開催されます。この関係から、従来の開催費に倣い臨時的な開催地特別負担金と先ほど申し上げました交際費から移行しました参加者負担金を合わせ、下から 2 行目の市議会議長会各種負担金が対前年比 22 万 1,000 円の増となっております。その他の特豪負担金、森林環境税議連の負担金、政務活動費、湯沢町との協議会負担金は前年度と同額といたしました。

ここで 1 点ご説明をさせていただきますが、議員共済会の負担金の今後の推移であります。ご承知のように、平成 23 年 6 月 1 日に制度が廃止されたことにより、制度廃止から 4 年後の平成 27 年度までは正確な単年度当たりの給付額がつかめない状態であります。平成 26 年度までは前年度の繰越額等にもよりますが、現行率に比べ若干の減少傾向が続きますが、統一地方選挙が平成 23 年にあった関係から、4 年後の平成 27 年に支給のピークがやっ来てまいります。したがってこのときに一時的に負担率が上がるものと思われまます。これを過ぎますと一時金を受給するか、年金を選択するかは確定いたしますので、平成 28 年度以降の必要額の推計は立てられるものと考えております。

以上、議会費について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 議会費に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1款議会費に対する質疑を終わります。

○議長 第2款総務費の説明を求めます。副市長。

○副市長 副市長。それでは続けて58、59ページからお願いいたします。

2款総務費について、説明欄に丸の付してある事業別でご説明を主に申し上げます。

1項1目一般管理費、一番左のところで、53億5,062万円ほどでございます。比較欄で前年に比べ2億5,139万円ほどの減額であります。主として職員費の減額による部分であります。説明欄丸の行政共通事務費では、地方税法423条に基づく固定資産評価審査委員会委員報酬を初め、次のページ60、61をお願いいたします。顧問弁護士報酬では通常分月額3万円、事件分15万円、合計51万円を計上してございます。先生からは係争事案だけでなく日常の法律関係についてアドバイスを多くいただいているところでございます。共通部分の集中管理消耗品、用紙、総合賠償保険料、委託料、使用料などを計上しているものでございます。なお、上から5行目、市長交際費でございますが、執行実績は平成21年度が279万円、平成22年度が318万円、平成23年度が270万円ほどということでございますので、前年度と同額の380万円を計上させていただいております。

次の丸の職員費、51億8,354万円ほどであります。市長以下一般会計支弁職員653人、昨年度当初費15名減であります。職員給与24億4,149万円余り、総合事務組合負担金が5億1,057万円ほど、雇用手当、期末勤勉手当を初めとする職員手当等で12億6,297万円ほど、共済組合及び公務員災害補償基金に納付する共済費といたしまして、8億3,028万円余りであります。明細につきましては、268、269ページに目的別給与明細が添付されておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。ただ、時系列で見ますと、平成23年当初が58億8,400万円ほど、平成24年が54億4,600万円ほど、当該年度が51億8,300万円ですので、4億円ほどの減額で定数減と世代交代の影響が大きいというふうに考えることができると思っております。

次の62、63ページであります。一番上の共済費は臨時職員270名ほどの健保・労災・厚年分でございますし、産休代替職員賃金は産休確定7名、障がい者枠2.5名、人員削減分などあります。以下、それぞれ所要の経費の計上をさせていただいております。丸の行政区事業費につきましては、ほぼ前年並みの年2回の行政区長会経費並びに行政区交付金要項に基づく交付金でございます。丸の式典事業費は5月3日の成人式挙行に係る部分でございます。丸の表彰事業費は表彰条例に基づく表彰に係る経費でございますし、特別職報酬等審議会費につきましては、審議会に係る所要の経費で同額でございます。

64、65ページをお願いいたします。情報公開事業でございますが、情報公開及び個人情報保護審査会の経費でございます。丸の防犯対策事業費では、LED化を含めた防犯灯の灯具購入

及び防犯灯電気料の計上でございますし、次の丸の一般管理補助・負担金事業では、昨年の北信越市長会の経費で、市長会負担金が50万円ほど減になっておりますし、防犯の関係では南魚沼地域安全協会負担金が前年度は繰越がありまして、皆減とさせていただきましたが、当該年度は36万円ほど増額となっております。

2目の広報公聴事業費1,687万円ほどでございますが、内容は昨年度並みでございますし、次の2つの丸もほぼ内容は前年度並みでございます。

3目電算対策事業費2億2,710万円ほどでございますが、後で出てきます自動交付機システム事業費が3項の戸籍住民基本台帳費に移ったこと、それから辺地共聴施設整備、いわゆる地デジ対応の部分が皆減ということから、3,990万円ほどここで減になっているものでありますし、情報管理系の経費削減の交渉努力によりまして、経常費がさらに削減をすることができたものでございます。丸の情報管理一般管理費では消耗品でトナー、プリンターのインク、HDDを初めとするOA用品、印刷製本費ではシールはがき、改ざん防止用紙、窓あき封筒、手数料ではパソコンの廃棄手数料の計上で、昨年度より909万円余りの減で計上させていただいております。

66、67ページをお願いいたします。ここでは光ケーブルの専用回線をNTTから東北電力系の会社に代えさせていただきまして、680万円ほどの削減ができるということになりました。丸の総合行政システム事業費9,586万円ほどでございますが、基幹系と言われる住基、税、介護保険、後期高齢者医療などのシステムの部分でございます。それに関わる業務処理委託、パソコン、プリンターなどの機器リースなどで構成されております。

丸の内部情報システム事業費、7,316万円ほどでございますが、人事、給与、財務会計、起債管理システムなどの部分でございます。パソコンが761台ほど、周辺機器などを含めた保守、リースの部分でございますが、ほぼ前年度並みの計上でございます。住民基本台帳システム事業費はカード発行機などの機器リースの部分が87万円ほどの減であります。従来このところにありました自動交付機システム事業費は先ほど申し上げましたように、3項のほうに移動をしておりますので記載がございません。

丸の高速インターネット運営事業費2,590万円でございますが、68、69ページをお願いいたします。国の支援を受けた市内ほぼ全域の公衆回線としての光ケーブル敷設に係るその運営の費用計上でございます。GIS整備事業費であります。国土地理院の平成25年度航空撮影分の取り込みを委託料として計上させていただいております。比較的にはほぼ前年度並みでございます。

4目車両集中管理費1億725万円ほどは、庁用車管理に係る経費でありまして、修繕費の増嵩により丸の車両管理一般経費で494万円余り、同じく運行経費で218万円余りの増額でございますし、丸の車両等購入事業費2,600万円でございますが、庁用車の入れ替え10台とリース満了買い取りを計画しております。この中で今回、市長車を買いたいというふうに考えているところあります。丸の車両管理補助・負担金事業は協会負担金の計上でございます。

5目会計管理費の丸会計管理一般経費725万円余りでありますが、これは会計管理者の所管

に係る部分でございまして、通常の実費の計上でございます。

6目財産管理費3億8,389万円ほどでございますが、丸の庁舎管理費では前年度より修繕費の部分が394万円ほど増額ですが、燃料費、光熱水費、各種委託料でございます。

72、73ページをお願いいたします。5行目、土地の借上料は、これは北分館の部分でございますし、4行下の駐車場借上料は先ほど歳入でお話のありましたララの部分でございます。丸の中ほど、庁舎整備事業費2,610万円でございますが、本庁舎の2階の照明のLED化、大和庁舎電話交換設備、塩沢保健センター空調改修などを予定しております。丸の普通財産管理費573万円余りですが、ここでは経常経費のほかに前年度は不要物件除却工事といたしまして、旧アクトさんの建物の除却費350万円が計上されておりましたが、その部分が減額でございます。ウッドタウンにつきましては同額でございます。基金費2億6,127万円でございますけれども、前年度、企画一般経費で計上していたものをここに計上したものでありまして、合併振興基金繰替運用分利子で796万円と、74・75ページをお願いいたします。合併振興基金積立金として、繰戻し2億5,231万円の計上で、ここが増加の要因であります。補助・負担金事業につきましては記載のとおり昨年度と同額でございます。

7目企画費9,498万円余りでございますが、企画一般経費では基金費への計上で大きく減額となっているものでございます。丸の総合計画事業費では総合計画審議会、地域審議会に係る経費でございます。次の丸の行政改革推進事業費は委員会を3回とするための経費の増額の計上でございます。それから丸の地域コミュニティ活性化事業費でございますが、平成19年度のパイロット事業から7年目を迎えました、前年度より1,200万円の増額の措置をさせていただいているものでございます。丸の集落振興事業2,202万円余りでは、宝くじの補助を受けての放送施設250万円これは塩沢3分区、祭りグッズ240万円これは後山区、防犯灯が樺野沢区で250万円、防災用品200万円が上町2丁目の都合940万円の計上。集落集会所施設整備事業補助金といたしまして、改修3件で558万円余りの計上でございます。丸の交流事業費197万円ほどは、昨年度に比べ307万円ほど減額計上でございますが、前年度、オーストラリア・セルデン町との交流30周年の事業といたしまして、公式訪問、記念事業、交流フォーラム事業などの補助が皆減のことが主因でございます。男女共同参画推進費として76、77ページでございますが、企画補助・負担金事業は前年度とほぼ同額の計上でございます。

8目地域開発センター及び公会堂費1,168万円余りでございますが、これも前年度とほぼ同様の計上であります。説明欄丸の中ほど、建築定期検査委託が皆増であります。地域開発センター費では五十沢、城内、大巻開発センターの部分。次の78、79ページにわたりますが、丸の公会堂費では、まほろば、大崎、東、三用の部分の維持に係る所要の経費であります。ここでも上から3行目、建築物定期検査委託が皆増になっております。

9目バス運行対策費1億6,335万円余りでございますが、丸の路線バス運行事業費4,966万円余りは63万円ほど減額になっております。地方バス生活維持路線補助金では補助路線分5路線、単独路線分16路線で3,885万円余り。低収益路線補助では六日町 - 羽川、六日町 - 湯沢の2本で1,023万円ほどの計上でございます。山口行き路線の延長運行補助は市、八海山スキー

場さん、南越後さんで負担をしているものでありまして、43万円の計上でございます。丸の市民バス運行事業費、丸の保育園等送迎運行事業費は前年度とほぼ同額の計上でございます。その次の丸通学バス等運行経費事業費は80、81ページにわたりますが、契約形態の変更から936万円ほどの減額でございます。丸の下の公共交通確保維持改善調査事業費は実証実験で1,093万円ほどの昨年度の分が減でありまして、南魚沼地域公共交通協議会による事業費の負担金でございます。ここで交代をいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは2項1目賦課徴収費についてご説明申し上げます。本年度予算額8,610万円で、前年度比2,474万円の増額となっております。説明欄最初の丸でございますが、賦課徴収一般経費589万円でございます。前年より35万円の減となっております。預貯金調査手数料を賦課徴収管理費のほうに移した関係でそういう形になりました。各種申告書等の印刷、給与支払報告書のデータ入力業務委託などが主な内容となっております。

次のポチがありますが、新潟県地方税徴収機構魚沼地域特別機動整理班、これにつきましては先ほども話ございましたが、滞納額の圧縮と職員の徴収技術の向上を目的に、県及び3魚沼地域が合同で設置しているものでございます。平成20年10月に半年間の試行期間を経て、平成23年度末まででございますが、既に5,469万円の徴収を上げていただいております。さらに平成24年度12月末までに、この年度だけで5,242万円という大きな成果を上げていただいておりますので、ますますここの技術向上を図ってもらいたいというふうに思っているところでございます。

それから賦課徴収管理費につきましては3,521万円で、前年より109万円の減額でございます。

下のポチでございますが、市税の収納嘱託員報酬481万円は、3人の嘱託員の報酬で前年同額でございます。これにつきましても平成23年度で5,287万円ほどの成果を上げていただいております。それから臨時職員賃金440万円につきましては、確定申告の事務にお願いする方の雇用に伴うものでございます。それから手数料322万円につきましては、コンビニ収納に係る手数料でございます。コンビニ収納につきましては、平成22年度が6億6,300万円ほど、平成23年度は1億円ほど増えて7億4,600万円ほどということで年々成果が上がっているところでございます。

それから次の指定管理施設使用料244万円は、昨年度比3万円の減でございますが、これにつきましては平成24年度から会場を市民会館1か所に集約して行っている確定申告相談会場の使用料ということでございます。それから市税還付金及び還付加算金につきましては、1,900万円を計上いたしました。

それから賦課徴収システム管理費1,106万円でございますが、これは土地家屋評価システム維持管理業務委託に係る予算でございます。土地家屋の登記移動データを管理し地番図にも反映させて、年度単位の最新の状態にするというふうなものでございます。

次に東京事務所費403万円でございますが、前年より11万円の減額となっております。

82、83 ページのほうをご覧くださいと思います。ここに市税収納嘱託員報酬ということで240万円上がっておりますが、基本月額20万円掛ける12か月の計算でございます。この方につきましても平成23年度604万円ほどの実績を上げていただいております。

それから固定資産税適正評価事業費2,928万円につきましては、前年度比2,661万円の増額でございますが、これにつきましては3年ごとの評価替えが適正に行えるようということで、土地の鑑定委託料でございます。

次に2款3項1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額につきましては2,644万円で、前年度比1,310万円ほどの減額となっております。戸籍住民基本台帳費113万円につきましては前年度並みの予算となっております。臨時職員賃金32万円は窓口の繁忙期に2か月ほど雇用させていただくものでございます。それから戸籍住基システム管理費1,074万円につきましては、前年より298万円の減ということで、平成24年実施の住民基本台帳法改正によるシステム改修が完了したということで減額となっております。

続いて84、85 ページのほうをご覧くださいと思いますが、自動交付機システム事業費1,431万円ということで、987万円の減額となっております。これにつきましても、平成24年の住基法改正に伴うシステム改修が完了したということで減額となっております。

それから2目の一般旅券発給費ということで11万円を計上いたしました。これにつきましては平成21年度からパスポートの発給業務を本庁舎で行っておりますが、これに要する経費でございます。毎年1,200件程度の申請・発給になってございます。ここで交代いたします。

○議 長 副市長。

○副市長 副市長。それではその後の4項選挙費からご説明を申し上げます。

1目選挙管理委員会費220万円ほどでございますが、説明欄記載のように同委員会に係る通常経費の部分でございます。2目参議院議員通常選挙費でございますが、平成25年7月28日任期満了の選挙に係る所要の経費の計上でございます。

次の86、87 ページをお願いいたします。3目市議会議員選挙費でございますが、平成25年10月31日任期満了の選挙に係る所要の経費でございます。

88、89 ページをお願いいたします。参議院選挙より増えておりますが、これは主に上段のポスター掲示場の区画数が多いこと、それから選挙公営分、選挙用のはがきであります。この部分によるものでございます。

4目土地改良総代選挙費41万円ほどでございますが、平成25年5月16日任期満了となります五城土地改良区総代選挙に係る部分でございます。なお、昨年度の新潟県知事選挙、市長選挙は皆減でございます。

5項統計調査費1目統計調査総務費479万円ほどでございますが、当該年度は主として工業統計、学校基本調査、住宅土地統計調査などが予定をされておまして、そのための経費でございます。そのほか農林業センサス費では、平成26年度予定の調査のための5万円ほどの計上でございます。

90、91 ページをお願いいたします。6項監査委員費137万円余りですが、監査委員事務局に

係る所要の経費の計上でございます。

7項交通安全対策費 375万円ほどでございますが、前年度とほぼ同額でありまして、交通安全対策会議委員報酬、交通指導員さんの交通安全立哨活動に係る所要の経費でございます。交通安全備品購入費 70万円は、交通安全教室に使用する信号機の老朽化により更新をさせていただくものであります。補助・負担金事業につきましては同額であります。南魚沼市交通安全協会の外郭組織である交通安全対策調整会議に支出をしておりましたが、今般、直接賛助会員として協会に支出するものでございます。

以上、かいつまんでの説明でまことに恐縮でございますが、第2款の説明とさせていただきます。

○議 長 総務費に対する質疑を行います。3番・林 茂男君。

○林 茂男君 失礼しました。3番・林です。2点ほどお伺いします。毎年大体同じ額ということで、余り特別な説明はなかったのですが、以前から思っていて今回初めてということとちょっと恥ずかしいのですけれども、61ページ、最上段の顧問弁護士の報償ということでありまして。これは多分毎年、この弁護士さんと契約をされてやっていると。この51万円ということが多いのか少ないのかということですが、私以前、自分で観光協会の仕事をしていたときに、いろいろなことがありまして、大変この費用がかさんだことがあります。我々のわずかなところでさえも、そういう事例が発生すると大変な思いをするのですけれども、300億円以上を動かしている南魚沼市が顧問弁護士費用——これがいっぱいになればいいということではありませんが、こういう値段で果たしてやり得ているのかということが心配というか、疑問というかであります。

この弁護士報償費の中、これは固定的でこういうふうには払っているのか、それとも毎年いろいろな事案が発生しているけれども、この中で弁護士さんがやってくさっているのか。あとはまた、本来ならば、行政介入暴力的なところが全国的にもあり、そういったのがいろいろ見受けられますけれども、当市においてはそういう事案が余りなくて、この程度で済んでこういう予算編成でいいのか、非常に心配なところもあります。答えられないこともこういうことはあると思いますが、できればこういうところでやはり司法の手を使って、排除すべきものは排除していく方向性というのは、非常に大事な点だと前から思っています。この辺のところの見解をお聞きしたいと思います。

もう1点、77ページ、企画補助・負担金のところで、先ほど副市長のほうからは前年と同じというような話だったのですけれども、私が本当にわからなくて恥ずかしい質問になるかもしれませんが、この南魚沼地域広域計画協議会負担金というのが突出して600万円を超えているわけです。先に聞いておけばよかったのですが、これというのは実際どんなことをやっていて、どういう構成員で、どんな効果がある協議会なのか、ちょっとここで勉強させていただきたいと思っております。

○議 長 副市長。

○副市長 最初の顧問弁護士の部分でございますが、私は旧六日町時代に初めて顧問弁

護士をお願いしたという経験が若干あるのですが、そのころで月額2万円をお願いしたのが破格の安さだったそうです。あのころで月額5万円が普通だと言われましたが、たまたま先生から2万円がいいとおっしゃっていただいたのがベースになって、今度は今、先生は黒岩先生でございますが、月額3万円でかなりやっていただいております。

それから議員がおっしゃるような心配される事案についてはないのですが、今1件係争中になっているものもあります。そういう事件になったものについては、別途ここでは事件分として15万円を当初で見えておりますが、報償額は契約で定めますので、この15万円がもっと増えるということになるかもしれません。予算では定額の、私たちが法律相談をするのが3万円の36万円、事件分で15万円、これは別枠ということで考えております。

それからもう1点、これも説明をしなくて申し訳なかったのですが、南魚沼地域広域計画協議会と申しますのは、湯沢町さんと南魚沼市の2つの市町の協議会であります。ふるさと基金の関係で4億円、あのころ各町で1億円ずついただいて、県が1億円というのがありまして、4億円の財源があります。その4億円の財源でやりますと、610万円の基金ということになりますか、それを持ちまして、例えば市場祭りの補助ですとか、あるいは5月にはまた公募しますが、公募でもっていろいろ事業に補助を出しているということでございまして、市長・町長、議長さんあたりで審議をされて、決めていただいているというものであります。以上です。

○議 長 3番・林 茂男君。

○林 茂男君 まあ、そんなものなのかなという気がしますが、例えば市だといろいろな内容証明で、ちょっと脅かしっぽくそういういろいろなものが来るとか、我々のような小さな地域でもあったのですけれども、本当にこの中でやれるような範囲なのか。それとも非常に治安がよくていいのかなというのがありますけれども、大丈夫なのかなと思いますので、もう一度、再度確認します。

それと、先ほどのやつはそういうことで、要するに最初の基金があって、それを毎年こういう形で分割してやっていく財源的なものだと見てよろしいのでしょうか。

○議 長 副市長。

○副 市 長 後段のほうは今、議員おっしゃったように、これを財源として、各民間の事業に補助をして充ててもらっているということでございます。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、顧問弁護士については、通常の部分が月額3万円あります。ですので、例えば提訴の場合は当然議会同意がいるわけですので、議会同意をして、提訴する場合はまた別途契約になりますので、その提訴分で当初15万円見ているということでもあります。通常の部分が先ほど申し上げた3万円の分だということをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議 長 26番・松原良道君。

○松原良道君 84ページの2款4項総務の中の選挙費について。まず本題に入る前に、今ほど22番議員から、市長の今日の日をどういふものかということで、お祝いの言葉が出るとは思いませんでした。市長、今日はおめでとうと言っていいのか、私は余りおめでとうなどという

年ではないなと思っていますけれども、満 65 歳だそうであります。長い人生の中では、節目として高齢者という線引きがあります。そこで、市長も 3 期目の当選をした中で、今後 4 年間、やはり生活弱者に対して、きめ細やかで心ある行政執行をきちんと私はやっていただきたいということを申し上げて本題に入りたいと思っています。

今、国会のほうではこの 7 月の参議院選挙のあたりから、ネット選挙解禁というような話がありますけれども、これについて市長が個人的にどう今考えているのか、その辺をまず最初にお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 私は古い人間と言われればそれまでですけども、「インターネットを使って選挙運動をやる」これについては全く否定的といいますか、なぜそんなことをしなければならぬのかというまず疑問があります。それから「インターネットの弊害」これはですね、フェイスブックであれば、それは本人がきちんと名乗っているいろいろやるわけですからいいですけども、そうではない部分につきましては、これほど日本全体に弊害が出ている部分はない。ですから、これを簡単にして選挙なんてやれば、大変な泥試合的な部分が出てくるのではないかとこの危惧は持っております。

これについては、もし、法律でまあまあ我々が行う市議会議員選挙とか、あるいは市長選挙とか、そこは条例に委ねるということであれば、私はネットの部分は絶対入れないにしようとは思っております。今の感想としては、何をそんなにインターネットなんてことに頼っているのか。本来の選挙というのは、やはり歩いて、顔を見て、そして言葉で訴えて支持を得るのが本来の選挙ですから、そんな誰が書いたかわからないようなのを見て投票するなんていうのは、私は本来選挙とは別物だという考え方をしております。

○議 長 26 番・松原良道君。

○松原良道君 新潟県会のほうでも反対ではありませんけれども、まだ時期尚早だなという見解はあるようです。そこで、私が本当に今日の本題をきちんとやってみたいと思っておりますが、実は市長ご存じの昨年 11 月の市長選挙、市長もネットを見たと思いますけれども、この選挙において、市議会議員 26 人がどなたにつく、つかないはそれは私は自由だと思っております。ただ、投稿の内容を見ますと、現職である井口市長、あなたについての市議会議員に対しては、本当にひどい誹謗中傷でありました。あの内容からすれば、うがって見れば、この議場に今もいる人間か、最近まで議場にいた人間かと思わせるような内容ですよ。本当に誹謗であれば若干は自分もこういう性格でものをはっきり言う人間ですから我慢はしますけれども、本当にあなたを推した議員だけに限って、あれだけの中傷——その人の名誉を著しく傷つけるような内容だったので。本当に私は許し難いと思っていますので、これについてまず、実際にあったわけですからどう思っていますか。

○議 長 市長。

○市 長 私も前々からちょっと、ドンパチだとかいろいろの部分であったので、議会で申し上げてまいりましたし、議員がおっしゃった部分は私も 100%は見ておりませんが、

選挙期間に入ったらそれは全然見ませんでした。はっきり言いますとあの爆サイというところに大変な部分がありました。今もあります、今も。

あれはしかし、まあどういう意思を持ってあそこに投稿しているのかわかりませんが、まさに制限されてしかるべき、もうあれらは罪ですよ、本来。ありもしないことを書いて、そしてそれを見て、またみんなが面白おかしく広げるわけですから。知らない人は、本当かと思えますね。ああいうことがまかり通るといふ世の中をつくったということは、まさにおかしいことだと思っております。まあ、私は憤りを感じたという以上にもうあきれまして、それ以来見ないようにしようと思っておりますのですけれども、またたまに見るのですね。何て書いてあるかとか。

未だかつて私を褒めていただいたことは一つもありませんが、先般、松原議員を褒めていたのがありました。選挙が終わってからの先般、彼は本気になれば 4,000 票を集める力を持っているとかですね、そういうのはありましたけれども、まああとは、チャチャムチャ、メチャクチャです。まさにメチャクチャ。弁当屋だとか、あれだとか、これだとか、本当にすごいものであきれ返っているというのが本心でありますし、ああいうのはやはり、本来は取り締まられるべきだというふうに私は思います。

○議 長 26 番・松原良道君。

○松原良道君 本当に今市長が言ったような内容でして、私もその内容に最初は憤りを感じたのですけれども、まあ、私はこういう強い人間ですからそういうことに屈することなく、選挙に打ち込んだ結果が、あの二千八百何十何がしの票の差だと思っている。私は正義が勝ってよかったと思っておりますよ。あれは内容的に見れば、負けたほうの必ずあれですから。誰とは言いませんけれども。

そこで、若い同僚議員はその最中であっても、こんな選挙があるのかと、身近な選挙でこんなことがあるのかと、本当に落ち込んでいました。けれども、私は逆に本当にこれに屈すれば終わってしまうほどエネルギーを燃やして、結果がよかったからそれはそれでいいのですが。それでその後私は、すぐに衆議院選挙があったもので、これは完全な罪だという認識の中で生活安全課に行ってきました。もう、きちんとやはり言っていますよ。

それで、もう 1 点あるのが、我々だけではないのですよね。暮れの 28 日に職員が御用納めをして、気の合った人たちが気の合った会だから忘年会などをしたと思います。その 2 次会の席の店の名前まで次にはもう出ているのですよ、名前は言いません。そうすると、本当に職員の中にもいるのか、私は前段に言ったが、議員の中に必ずいるのではないかというそういう発想になるのですよ。

それで警察に行ってきました。ある程度の手法とかやり方は、逐一覚えてきました。今日は言いませんけれども、本当にこんなことがまかり通るようであれば、私はもう選挙というものを、あるいは人というものを信じがたいというふうに本当に屈辱的な感じがありました。

攻撃されたのは私だけではないです。私が強いだけに多分一番だったと思いますけれども、本当に許しがたいものでありましたので、これを行政も今、一般の市民から適当な書き込みも

——内容を見れば善良な市民だと思えないような書き込みもあるわけです。そういったものをきちんと行政も金をつぎ込んで、やはり調査をするべきだと思います。もう悪質なものは断固として調査をして、それなりの処罰を私はするべきだと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 私個人に対してでなくて、行政の執行、あるいはそういうことに対して、そういう間違った部分で誹謗中傷を繰り返すということになりますと、それは行政として対応しなければならぬ部分もあるかも知れません。ですので、そういう部分まで今いっているか否かちょっとわかりませんが、まさにそういう機器を利用して—— 一番やはり私が卑劣だと思うのは、自分の名前を明かさないということですね。自分の名前を明かして、そしてきちんとやるならこれはこれで結構なのです。間違いは間違いとして言えますから。ところがそれを明かさない、簡単には調べられない。

それから今、「市政ポスト」市政の玉手箱ではない市政ポスト。これもきちんと名前と住所と電話番号を書いて、不満があったり、あるいは提言があったりと、これは本当に歓迎すべきことです。けれども、どこの誰だかわからない、そういう人に限って大体批判なのです。ちょっと間違っただけで捉えてやっている。

こういうことは訴えるというところまではいきませんが、まさに市の信用を余りにも傷つけるとかそういうことがあれば、それはいろいろな手法を駆使してきちんと調べるということもやぶさかではないというふうに感じております。

[「方法はあるようです……」と叫ぶ者あり]

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 大分暖かくなってきたのですが、その前に市長、22番、26番から誕生日に対してのお祝いの言葉やら激励の言葉がありました。確か今日はそれにプラス、ホワイトデーということで、多分、1か月前にはかなりの貢ぎ物をいただいたのではないかと思います。(笑い声)しかし、笑ってられない。今は同等に返せばいいかもしれないが、昔は3倍返さなければならなかった。大変な額だったと思いますが、これは市長の裁量、器量だと思いますので、本当に激励と、おめでとう今日の3月14日だというふうに私も理解しております。

さて、今ほど26番議員、あわせて3番議員のほうからも発言がありました。最初に弁護士費用について、私もこの51万円がどういった内容であるかというようなことは、ちょっと気になっていました。六日町時代には年配の弁護士さんだったわけですし、また私も企業にいたときは月5万円ということで月額報酬と成功報酬は別に、やはり弁護士のほうは使っておりました。しかし、金額的なことはいいのですけれども、今こういう話が出たときに、行政と議会がよければ刑事法の適用になる、もしくは民事に適用になるときに、この弁護士さんを使えるものであるかどうか。まずそれを最初にひとつお聞かせください。

○議 長 副市長。

○副市長 先ほど言いましたように、黒岩先生が南魚沼法律事務所を浦佐に構えていら

っしゃいますが、事件的なものはそれこそ刑事の部分というのはさほど今私どもの事務の中ではほとんどありません。民事、損害賠償請求ですとか、あるいは土地の法律的な問題では十分ご答弁をいただいていますので、非常に参考になっているということでございます。以上でございます。

○議 長 25 番・若井達男君。

○若井達男君 ちょっと私も今ほどは言葉が足りなかったのですが、訴訟に対して云々ではなくて、これは弁護士その道の人であれば、調査に入られるのですね。先ほど市長がいろいろなインターネットの問題で、憤りを感じていると。まさにこれらはゆゆしきことだと思っております。そういうときに法律の専門家がまず調査に入る。しかし、それはあくまでも弁護士サイドですけれども、今度は立場を変えて被害者だということで、それこそ取り締まりをやってもらいたいということになれば、これは今度は国家警察、国家権力、そういったところに話を持っていかないことには始まらないと思います。そしてその中にはちゃんと法律があるので、刑事法で。

私は 12 月議会で、大原運動公園のことについて業務妨害に触れないかと、そのときに業務妨害については 3 つほど上げました。それ以外にもありますけれども、偽計、風説流布、業務妨害、また偽計業務妨害、威力業務妨害ということで、その業務妨害の件について 12 月の大原運動公園整備事業については触れました。

そしてこれは刑法の中で 233 条、234 条にきっちりうたってあるのですよ、233 条、これは信用毀損及び業務妨害。虚偽の風説を流布し、また偽計を用いて人の信用を毀損し、またその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に当たる。そしてその次に 234 条、これは威力業務妨害なのです。これについては、威力を用いて人の業務を妨害したのも、233 条と同じだよ、そこまでは今までずっとあったのです。

しかし、今この問題になった中に出てきたのは、電子計算機損壊等業務妨害というのがこの 234 条の 2 に出てきているのですよ。これはでは、どういったことですか。これはちょっと私も調べてみました。刑法第 234 条の 2、電子計算機損壊等業務妨害。人の業務に使用する電子計算機もしくはその用に供する電磁的記録を損壊し、もしくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報もしくは不正な指令を与え、またその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、または使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は——刑法 233 条と同じように——5 年以下の懲役、または 100 万円以下の罰金に処するとあるのです。

まさに今のこの、これから始まる選挙はインターネットを使うかどうかは別にしましても、今現在のこういう問題、まさしく議員が誹謗され、行政の市長は先ほど申しあげましたように始まったことではないですよ、本当に。町長時代にあったかはどうかわからない。合併した市の時代から、常に個人的にこの誹謗にはさらされてきた。しかし、よくまあこれを使わなかったなど、これを使うために今言った弁護士先生がいるではないですか。調査をやってください。警察にも。

しかし、これは証拠がない。証拠は、これは出てくるのです。取れるのです。打ち込んだ人

はすぐ消しますよ。消してもこれは残念なことに残っているのです。この専門家の人たちは引っ張り出しがきくのです。やはりそれくらいのことをしなければ、議会の信用を失墜すれば、市の名誉もなくなります。ましてその上に個人の名誉など同然ですよ。市長、そういうことでこれできるのです。どうですか、答弁ください。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど松原議員に申し上げましたように、私個人、あるいは議会の皆さん方も議員個人、これはやはり、もしそういうことをやるとすれば個人でやるべきであります。今、市の行政、いわゆる市に対してのそういう中傷誹謗的なことはありますけれども、提訴をしなければならぬ、調査をしなければならぬというところまでのものはまだないと思っておりますし、これはちょっと今の部分では無理だろうと。まあ、それを使う人たちも相当知識がありますので、ここまでは大丈夫だ、そのすれすれのところまでやるわけですから、簡単にしっぱは出さないということだと思っております。

それから、今の議員のおっしゃった電磁記録どうかこうとかという部分は、ある人がコンピューターを使って、市のコンピューターにウィルスを送ってとかとそういうことが確かその対象の一つになっていると思うのです。けれども、要は先ほど申し上げましたように誹謗中傷でもこれは必ずその部分の罪というのは出るわけですから、目にあまる部分があれば、当然弁護士さんにも、あるいは警察にも相談をしながら、その方を追求してきちんとした対応を取らなければならないというふうには思っております。

○議 長 25 番・若井達男君。

○若井達男君 市長、確かに、またこれ以上のことがあったら、これは本当にやっていかなくてはならない。個人のことではないのです。個人もあるのですよ、人の業務を妨害した者とは、使用目的に沿うべき動作をせずと。使用目的ですよ。しないで、人にまたそれを操作する人たちに、機械に毀損を与えたときはというようなのがあるのです。ひとつこれからはぜひともそういった形で。

先ほど 26 番議員によると、年末の 28 日にやって、1 年間ご苦労さまでしたと、その次のお店の名前が出るなどということは、やはり普通はおかしいですよ。私たち議員は議員の資質、資格がありますよ。議会も品位がなくってはならないのです。そういうことを胸に置いた中で、議会活動はやはりやっていかなくてはならない。職員の皆さんも市民の公僕として務めていかなくてはならない。そういうことですので、今後ひとつ厳正なる対応で臨んでいただきたいということですが、終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することと決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は 3 月 15 日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後 4 時 34 分]